

第2章 基本計画

(障害者基本法に基づく障害者計画)

第1節 計画の基本理念と目標、体系

1 計画の基本理念と目標

障がいのある人もない人も「地域でともに支え合い、健やかで、自分らしく、安心して暮らせる社会の実現」を基本理念として「地域生活の支援体制の充実」、「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー社会の実現」、「SDGs（持続可能な開発目標）の推進」の4つの目標を柱に本市における障害者施策の一層の促進を図ります。

【基本理念】

地域でともに支え合い、健やかで、自分らしく、
安心して暮らせる社会の実現

【目標】

（1）地域生活の支援体制の充実

障がいのある人がライフステージに応じて必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で、健康で安心した生活が送れるよう、行政機関や障害福祉サービス提供事業所などの関係機関が、障がいのある人のニーズや障害の状況に応じ、必要な生活支援や保健福祉サービスを提供する体制の整備に努めます。

（2）自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により主体的に行動し、様々な社会活動に参加し、生きがいを持ち、豊かな人生が送れるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、就労支援など、その年齢や障害特性に応じた支援の充実に努め、自立と社会参加への取り組みを促進します。

（3）バリアフリー社会の実現

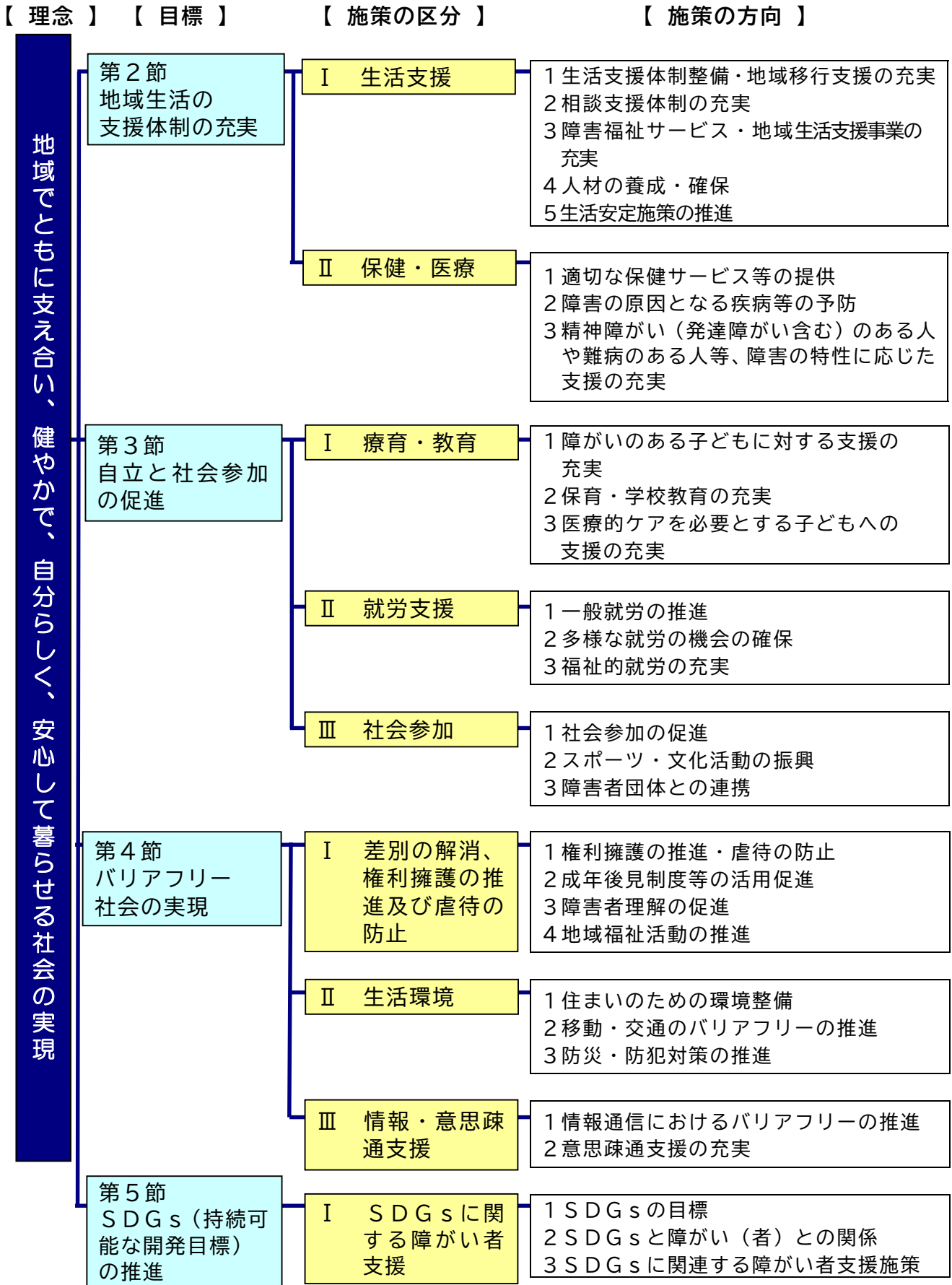
障がいのある人の安全で安心した地域生活や社会参加の機会を確保するため、障害や障がいのある人への理解を促進し、虐待や差別、偏見といった心のバリアフリー化を図るほか、生活や安全を確保するためのバリアフリー化、情報・意思疎通におけるバリアフリー化等の取り組みに努めます。

（4）SDGs（持続可能な開発目標）の推進

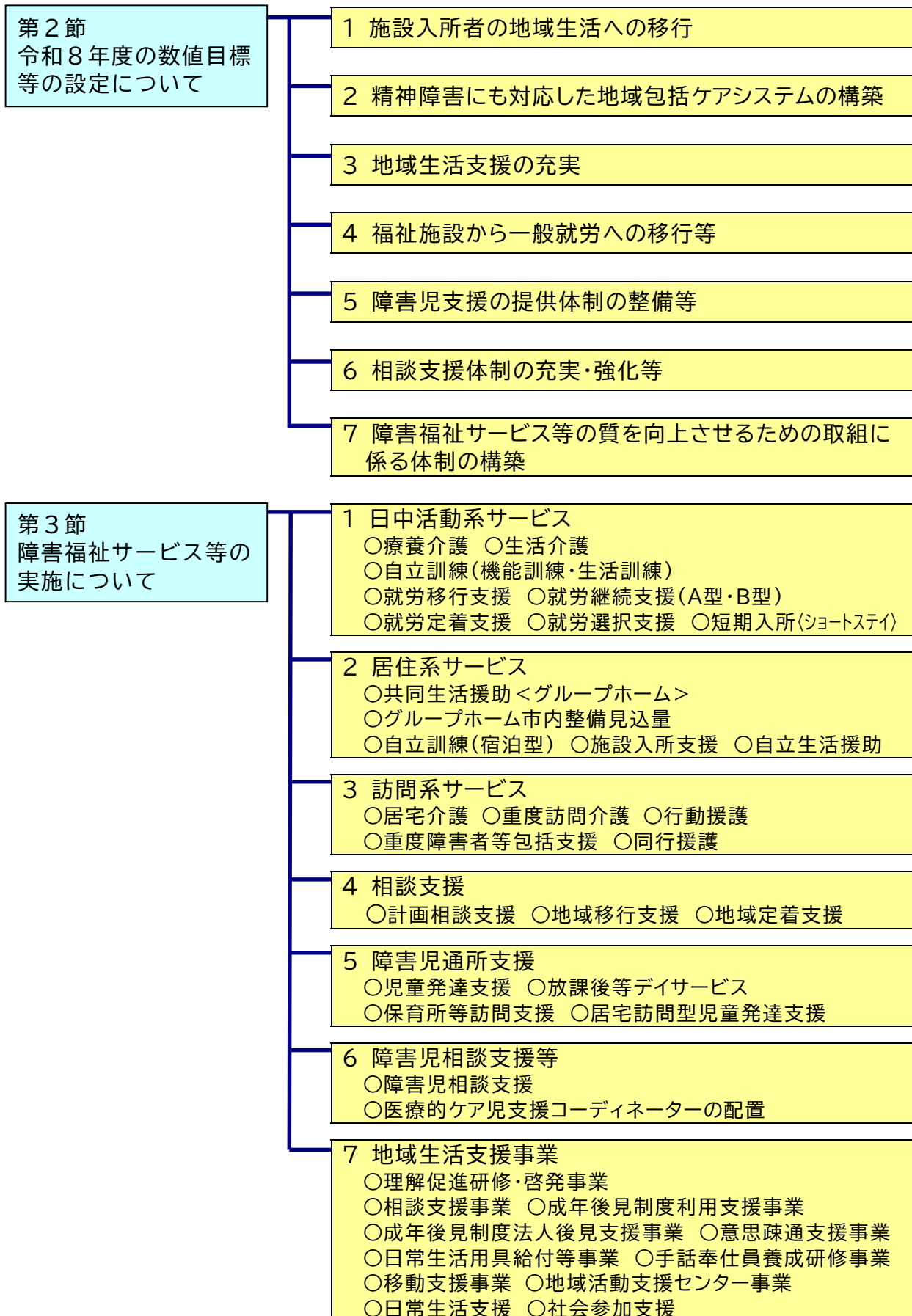
SDGsの理念に基づき、国と道の施策と連動した一体的な取り組みとして、誰一人として取り残さない、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を切り開くための社会の実現に向けた障害者支援施策の推進に努めます。

2 計画の体系

(1) 障害者計画（基本計画）



(2) 障害福祉計画（実施計画）



第4節
計画の達成状況の点検
及び評価

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標に対する実績
施設入所者の地域生活への移行
福祉施設から一般就労への移行等
障害児支援の提供体制の整備等

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の障害福祉サービス等の見込量に対する実績

日中活動系サービス

- 療養介護 ○生活介護
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援 ○就労継続支援(A型・B型)
- 短期入所(福祉型)〈ショートステイ〉

居住系サービス

- 共同生活援助〈グループホーム〉
- グループホーム市内整備見込量
- 自立訓練(宿泊型) ○施設入所支援

訪問系サービス

- 居宅介護 ○重度訪問介護 ○行動援護
- 重度障害者等包括支援 ○同行援護

相談支援

- 計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援

障害児通所支援

- 児童発達支援 ○放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

- 障害児相談支援
- 医療的ケア児支援コーディネーターの配置

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業 ○自発的活動支援事業
- 相談支援事業 ○成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業 ○日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業 ○移動支援事業
- 地域活動支援センター事業 ○日常生活支援
- 社会参加支援

資料編

- 計画の性格及び法的位置付け
- アンケート調査の実施について(令和2年実施)
- アンケート調査の実施について(令和5年実施)

第2節 地域生活の支援体制の充実

I 生活支援



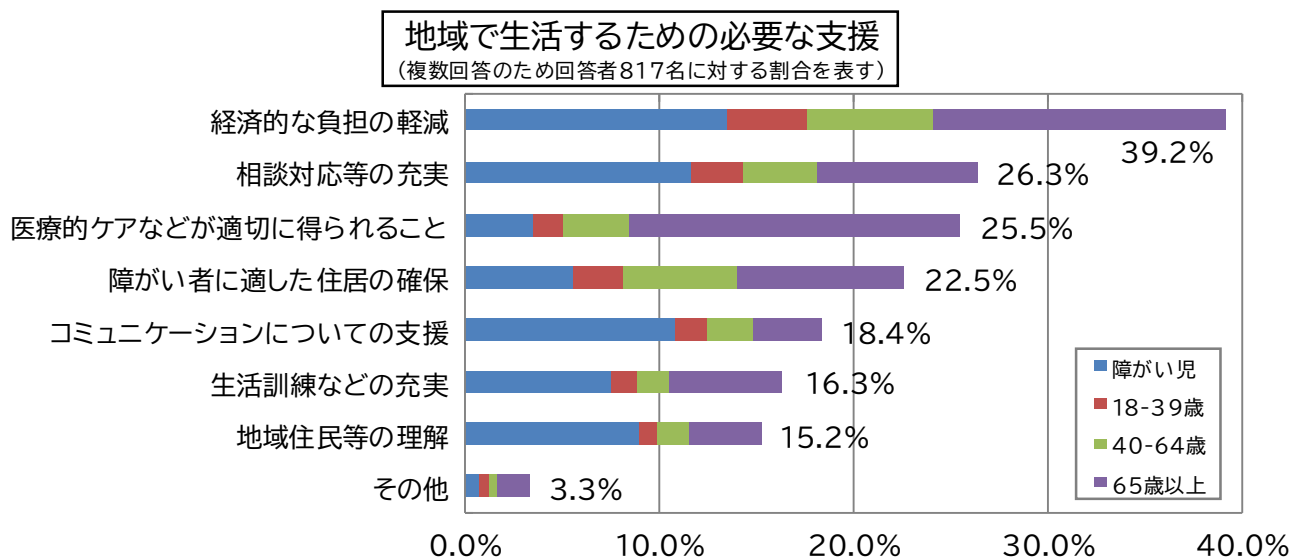
1 生活支援体制整備・地域移行支援の充実

(1) 現状と課題

高齢化の進展等により、障がいのある人が年々増加するとともに、障害の重度化・重複化が進んでいます。

また、社会的な自立や在宅での生活を望まれる人のほか、施設や病院で生活している障がいのある人で、地域生活への移行を希望する人が増加しています。

そのため、障がいのある人及びその家族のニーズは、障害福祉サービスだけでなく、医療的ケアや障がい者に適した住居の確保のほか、相談対応の充実、コミュニケーションについての支援など多様化しています。



(2) 施策方向

地域での生活を希望する障がいのある人が、自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるように、地域生活の支援体制の整備・地域移行支援の充実に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中心的な役割を果たす協議の場となる地域自立支援協議会等を中心に、保健、医療、福祉、経済、その他地域の各分野の関係機関が連携して支援する体制づくりの促進に努めます。
- ② 地域で生活する障がいのある人の重度化、高齢化にも対応できるように、居住支援機能及び地域支援機能などを備えた「地域生活支援拠点等」のさらなる機能強化を図ります。

2 相談支援体制の充実



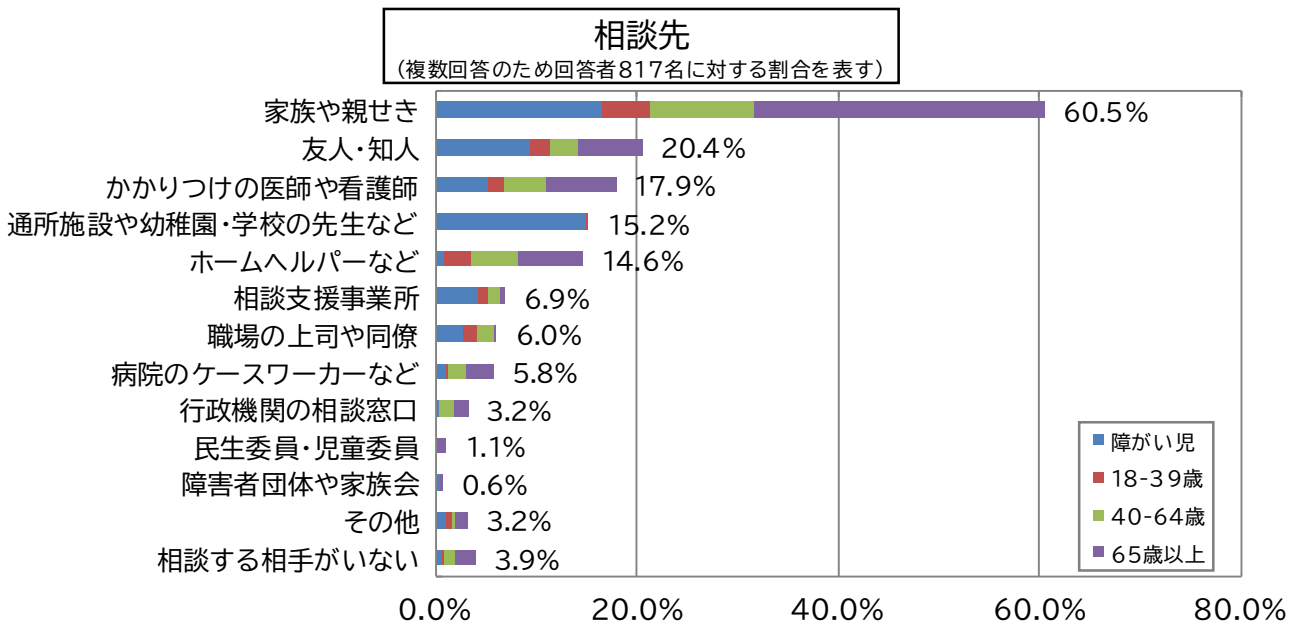
(1) 現状と課題

障がいのある人やその家族が抱える様々な生活上の問題を解決していくためには、身近な地域で気軽に相談できる体制の構築が必要であり、相談内容に応じて適切な支援へ迅速につなげていく体制の整備が不可欠です。

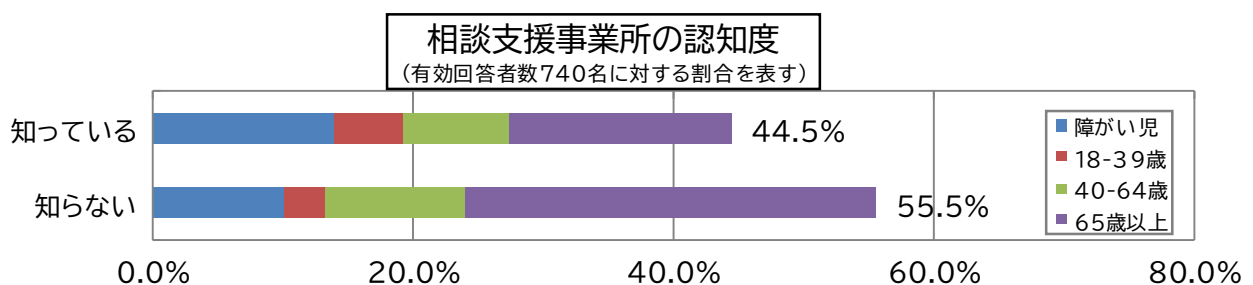
本市においては、平成24年度から基幹相談支援センターとして『室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」』を新規に設置し、令和元年度からは『室蘭市相談支援センターらん』を追加し設置するほか、市内の他の相談支援事業所との連携を図りながら相談支援の体制づくりを進めています。

アンケート調査の結果では、障がいや生活等の「相談先」としては、「家族や親せき」が60.5%と最も割合が高く「友人・知人」が20.4%「かかりつけの医師や看護師」が17.9%で「相談支援事業所」は6.9%「行政機関の相談窓口」は3.2%と低い割合です。

また、障がい児の保護者等については「家族や親せき」に次いで「通所施設や幼稚園・学校の先生など」が高い割合となっています。



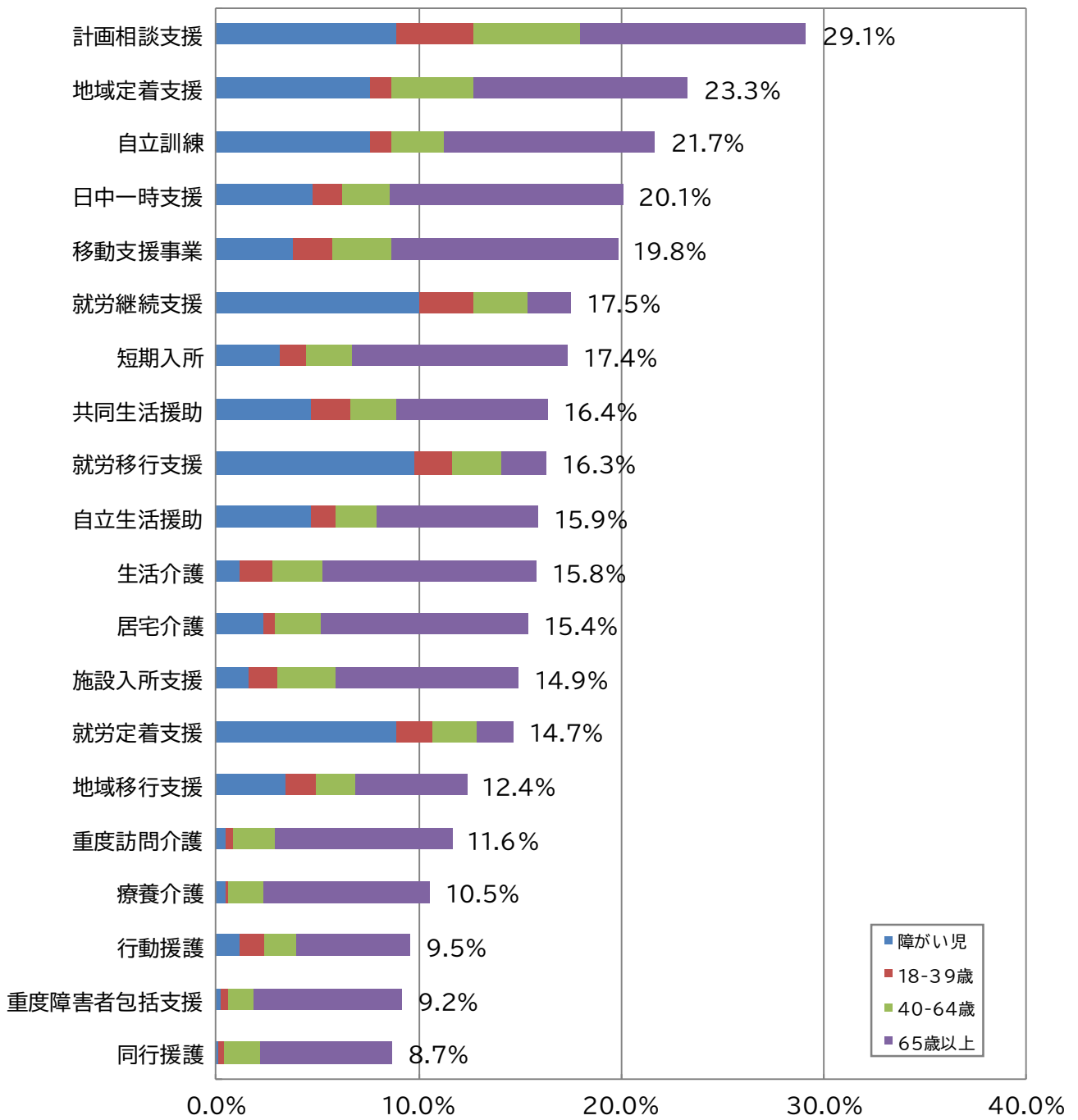
「相談支援事業所の認知度」について「知っている」と答えた人は44.5%の割合であり、今後とも、気軽に相談できる専門的機関としての相談支援事業所の周知を図る必要があります。



将来的に必要なと考える「障害福祉サービス等」については、サービス利用にあたり解決すべき課題やその支援方針など、本人にとって適切なサービスが提供されるための計画作成や定期的なモニタリングを行う「計画相談支援」のニーズが29.1%と最も高い割合を示しています。

また、障がい児の保護者等では、就労継続支援等の訓練等給付に対する回答割合が高く、社会的な自立を望んでいることがうかがえます。

将来的な障害福祉サービス等の利用ニーズ
(回答者817名に対する割合を表す)



(2) 施策方向

障がいのある人のライフステージに対応した、必要なサービスが適切に提供されるよう、関係機関との連携をより一層強化し、身近で気軽に相談できる相談先としての相談支援事業所の周知に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 総合的な相談支援を担う基幹相談支援センターを中心に、各相談支援事業所と連携し、相談支援体制のさらなる充実を図ります。
- ② 地域自立支援協議会において、相談支援事業所をはじめ、障害福祉サービス提供事業所や各関係機関によるネットワークの構築を図り、地域の障害福祉に関する課題の解決に努めます。
- ③ サービス等利用計画や障害児支援利用計画作成の推進を図り、適切な支援に努めます。
- ④ 障がい者相談員との連携のほか、障がいのある人から個人情報提供の同意を受ける取り組みを推進し、民生委員・児童委員との連携強化に努めます。
- ⑤ 障がいのある人の年齢に応じたきめ細かい対応を図るため、子ども発達支援センターや相談支援事業所、地域包括支援センターとの連携強化に努めます。



3 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実



(1) 現状と課題

本市では、障害者総合支援法に基づき共通の制度のもとに実施される自立支援給付事業とともに、地域の実情に応じて実施される地域生活支援事業など、各種障害福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

しかしながら、サービス利用者の増加等により、重度障がい者の日中活動の場や、一時的な預かりの場などが不足しており、市内の障害福祉サービス提供体制の充実が求められています。

また、地域で生活するうえで必要な各種サービスの活用促進のため、各関係団体との連携による制度周知が必要です。

(2) 施策方向

障害者総合支援法や地域生活支援事業を踏まえながら、地域で生活する障がいのある人のニーズに応じたサービス提供体制の確保と制度周知に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 需要の高い生活介護や放課後等デイサービス等を提供する事業所や短期入所での預かりによる家族の休息（レスパイト）確保ができるよう、各障害福祉サービス事業所との連携を図り、機能の充実に努めます。
- ② 施設入所者や精神科病院の入院患者が地域生活へ円滑に移行できるよう、グループホーム設置の推進や、自立訓練や地域移行支援、地域定着支援等の制度周知に努めます。
- ③ 地域で日常生活や社会生活を送るための支援として、移動支援事業や日中一時支援事業等の地域生活支援事業の充実に努めます。
- ④ 在宅生活を支援するために、緊急通報システムや、タクシー料金助成制度の周知のほか、社会福祉協議会と連携して、自動消火器や火災警報器設置費助成制度の活用促進に努めます。

4 人材の養成・確保



(1) 現状と課題

視覚や聴覚に障がいのある人が社会参加をするためには、周囲の人との意思疎通や互いに理解し合うためのコミュニケーション手段の確保が必要となります。

本市では、コミュニケーションツールとしての手話や要約筆記、点訳等に必要な技術を身につけ、ボランティアとして支援していただくための奉仕員養成講座を開催していますが、高齢化の進展や人口減少等により、今後の人材確保や養成方法等が課題となっています。

(2) 施策方向

視覚や聴覚に障がいのある人など、障害の種別や状態に合わせて、適切なコミュニケーション手段の確保を図るため、各種奉仕員の養成・確保に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 各種奉仕員の知識・技術の向上を図るため、計画的、体系的な講座カリキュラムとなるよう、講師とも緊密に連携・調整のうえ支援を行います。
- ② 各種奉仕員の人材確保に向けて、養成講座の募集要件や講座内容等の見直しも視野に入れながら検討を進めます。
- ③ 視力障がいのある人のためのガイドヘルパー等の人材確保のために各種ボランティア団体との連携を密にし支援に努めます。

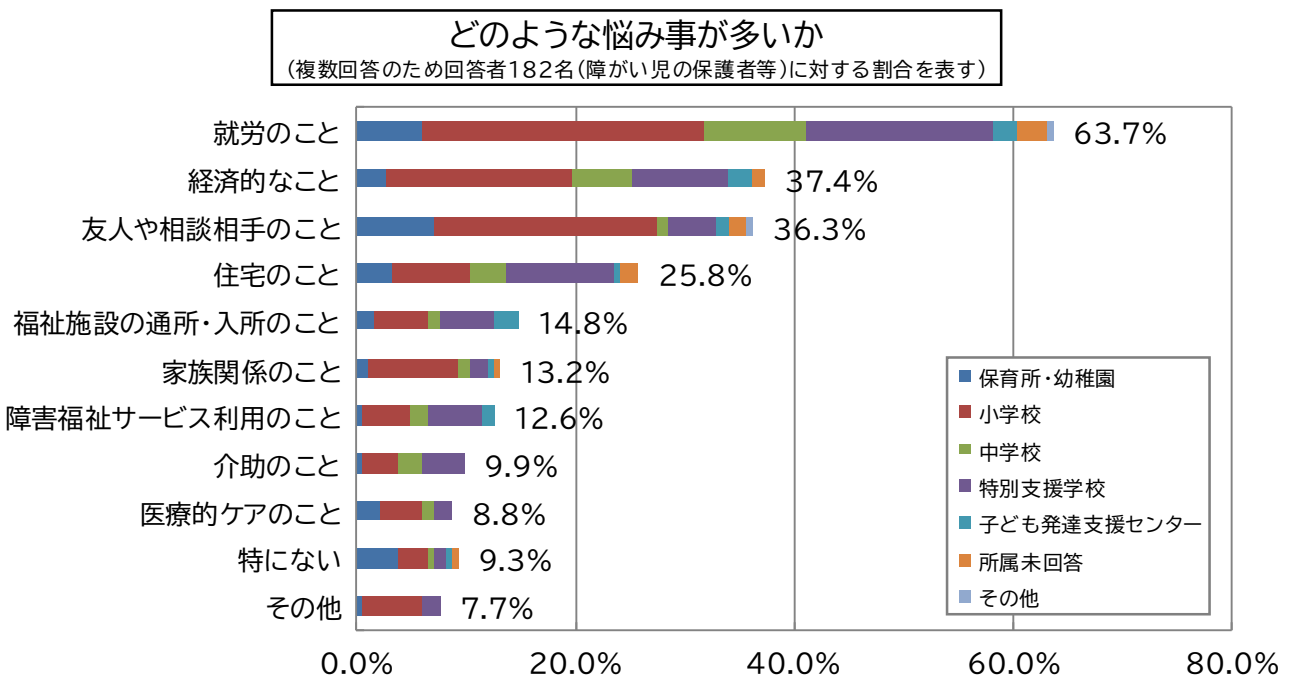
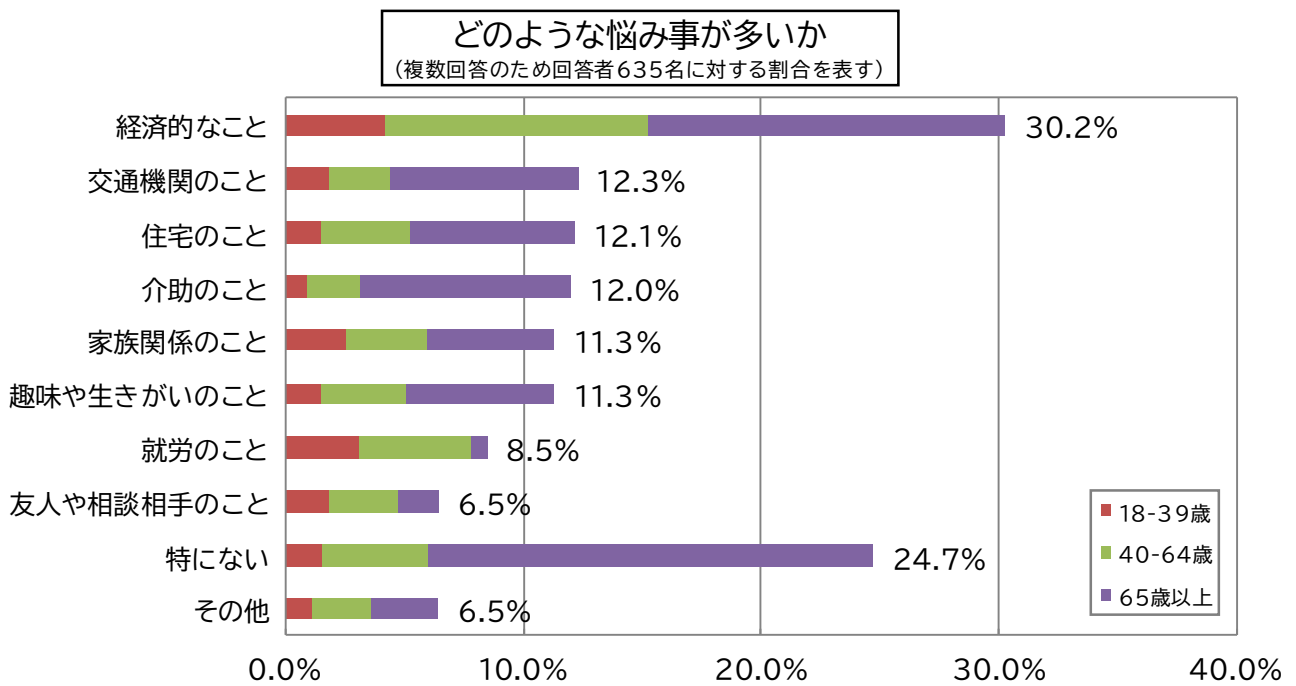


5 生活安定施策の推進

(1) 現状と課題

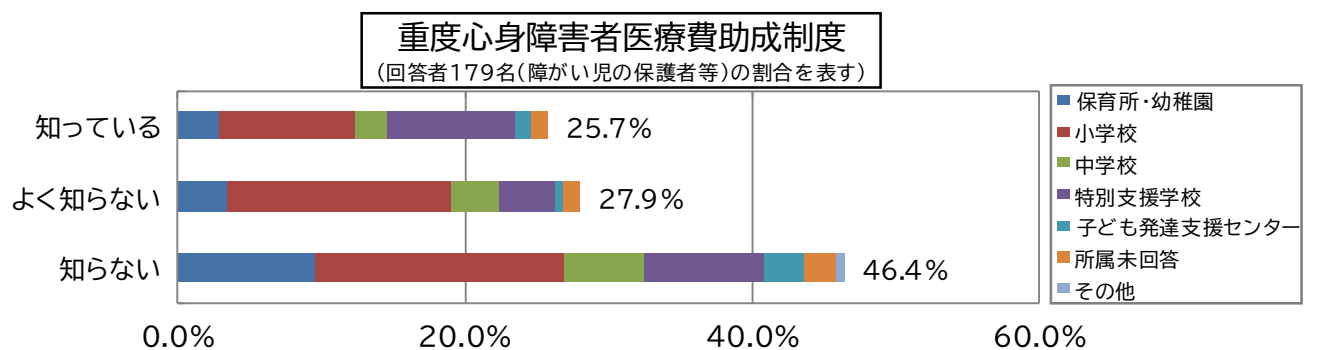
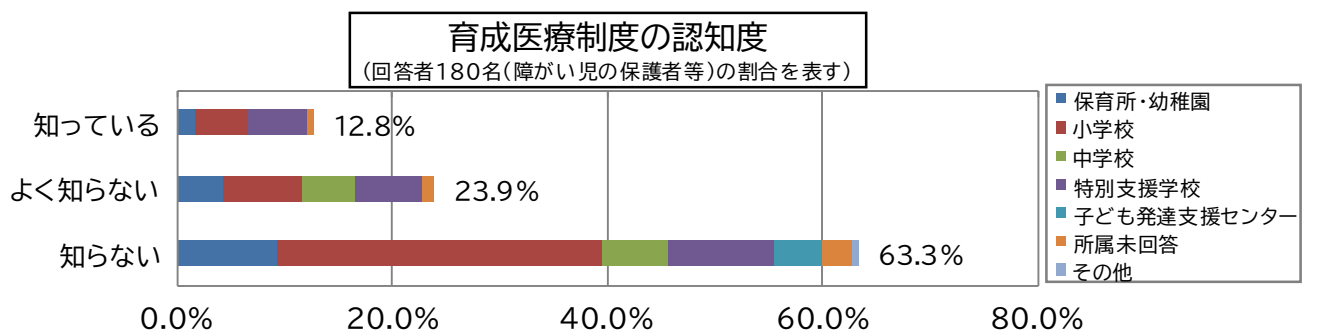
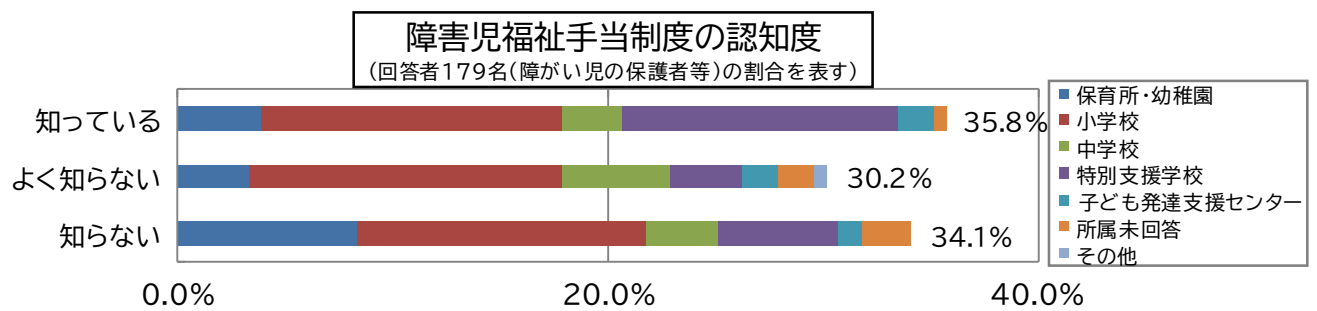
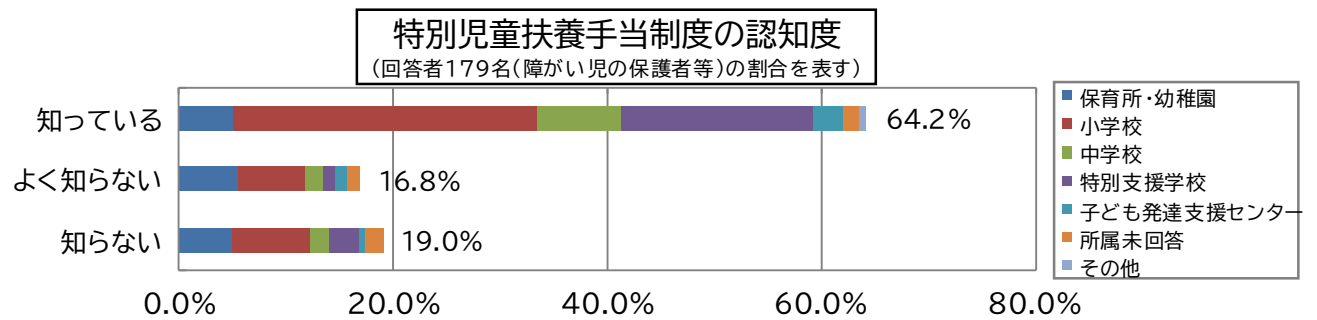
障がいのある人の自立した地域生活を支えるためには、経済的な生活基盤の安定が必要ですが、アンケート調査で「どのような悩み事が多いか」を尋ねたところ、障がいのある人、障がい児の保護者等どちらについても「経済的なこと」と回答した割合が高くなっています。

また、障がい児の保護者等については「就労のこと」や「友人や相談相手のこと」に関する悩みが多いことがうかがえます。



障がい児の保護者等からのアンケート調査の結果では、各種障害関連手当制度について「知っている」と答えた人は、「特別児童扶養手当制度の認知度」で64.2%、「障害児福祉手当制度の認知度」で35.8%と十分に周知されていない状況がうかがえます。

また、障がいのある人の医療費助成制度の一つである「重度心身障害者医療費助成制度の認知度」についても「知っている」と答えた人は25.7%と低い割合であり、他の各種助成制度や軽減措置制度などについても、十分に周知されていない可能性があります。



(2) 施策方向

障がいのある人の生活を支援するため、基幹相談支援センターを中心として相談支援事業所などの各関係機関と連携を図り、各種経済的支援に関する制度の周知に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障がいのある人の年齢などに合わせ、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当制度などの周知と活用の促進を図るとともに、障害年金制度や心身障害者扶養共済制度などの周知に努めます。
- ② 自立支援（更生・育成・精神通院）医療制度や指定難病・小児慢性特定疾病医療のほか、重度心身障害者医療など医療費助成制度の周知に努めます。
- ③ 所得税や住民税、自動車税等の税負担軽減措置のほか、J R、バス、タクシー、有料道路料金等の公共交通費割引制度や公共放送受信料減免制度の周知に努めます。
- ④ 公共料金や公共施設利用料の減免制度について周知に努めます。

Ⅱ 保健・医療



1 適切な保健サービス等の提供



(1) 現状と課題

障がいのある人が、身近な地域において、適切な保健サービス等（保健・医療等）を受けするためには、各種疾病に応じた相談体制や支援体制の充実が重要です。

相談支援事業所など各関係機関と連携を図り、自立支援（更生・育成・精神通院）医療制度の周知や、障がいのある人へ向けた各種健康相談や健康講話等を通じ、保健、医療、福祉が一体となって各種サービスの提供を行い、生活の質の向上を図ることが必要です。

(2) 施策方向

適切な保健サービス等の提供により、障害の軽減や重度化の防止を図るとともに、障がいのある人の年齢や状況に応じた相談体制や支援体制の充実を図ります。

(3) 具体的施策

- ① 相談支援事業所などの各関係機関と連携し、自立支援（更生・育成・精神通院）医療制度の周知に努めます。
- ② 精神障がいのある人やその家族などに対する支援体制の充実のため、精神保健福祉士を配置する相談支援事業所や医療機関ソーシャルワーカーとの連携に取り組みます。
- ③ 障がい児・者歯科保健医療連携事業の活用や訪問歯科診療制度の周知など、口腔ケア支援の促進に努めます。

2 障害の原因となる疾病等の予防



(1) 現状と課題

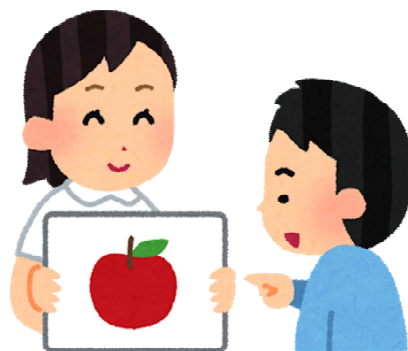
障害の原因となる疾病などの予防には、新生児・低出生体重児などに対する健康相談・保健指導や乳幼児健康診査による発育・発達の遅れの早期発見、また、栄養や食生活、運動などの生活習慣を改善し、疾病の発症や進行を予防するための各種健康相談や健康講話を積極的に行っていくことが必要です。

(2) 施策方向

障害の原因となる疾病などの適切な予防及び早期発見の推進を図り、出生から高齢期に至る健康の保持・増進等のため、各種保健事業の充実に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 乳幼児などに対する健康相談・保健指導や家庭訪問、乳幼児健康診査の実施などにより、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見し、子ども発達支援センターなどの各関係機関との連携のもと、早期療育の推進を図ります。
- ② 障がいのある人やその家族、グループホームの支援員など広く市民の方に、食生活や運動など生活習慣改善に向けた普及啓発により、生活習慣病の予防や健康増進に努めます。



3 精神障がい（発達障がい含む）のある人や難病のある人等、 障害の特性に応じた支援の充実



（1）現状と課題

精神障がい（発達障がいを含む）のある人が、社会的長期入院の解消を図るため地域移行への取り組みを推進するとともに、退院後の地域生活に必要な支援が必要ですが、社会的資源の不足や人員配置のため職員確保などが大きな課題となっています。

また、うつ病をはじめとする精神疾患が関係した自殺の予防、高次脳機能障がいのある人への支援のほか、難病に関する施策など、障害特性に応じた支援の充実が求められています。

（2）施策方向

精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、頭部外傷や疾病によって脳の領域に損傷を負った高次脳機能障がいのある人や、原因不明のほか治療方法が未確定で、かつ後遺症を残す可能性がある難病の人などに対する施策の推進を図ります。

（3）具体的施策

- ① 精神疾患に関する相談支援体制の充実や、精神疾患のある人の日中活動サービスの活用促進を図ります。
- ② 相談支援事業所など各関係機関との連携のもと、自殺予防対策に関する情報や自立支援（精神通院）医療制度の周知に努めます。
- ③ 精神障がいや高次脳機能障がい、また難病のある人などのほか、その家族などに対する支援体制の充実のため、精神保健福祉士を配置する相談支援事業所や医療機関ソーシャルワーカーとの連携を図ります。
- ④ 精神障がいや難病のある人などのほか、その家族などに対し、対象となる障害福祉サービスや医療費助成制度の周知と活用促進に努めます。

第3節 自立と社会参加の促進

I 療育・教育



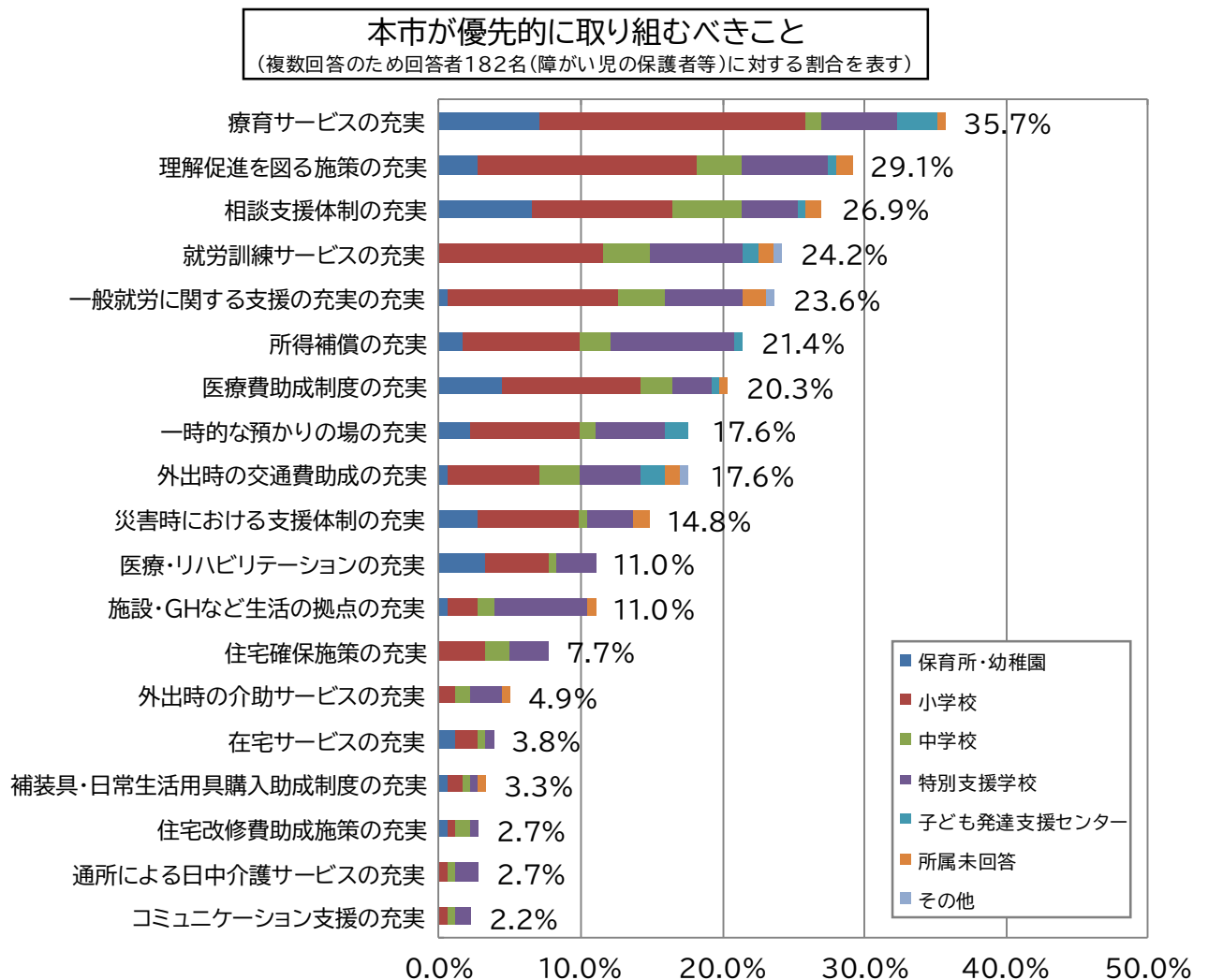
1 障がいのある子どもに対する支援の充実

(1) 現状と課題

生まれながらにして、あるいは幼い時から障がいのある子どもにとって大切なことは、可能な限り早期に障害の状況に応じた適切な治療と訓練指導などを受けることであり、障害の程度に応じ、適切な療育につなげる体制の整備を図ることが重要です。

このため、障がいのある子どもと保護者に対する相談や支援を行うにあたり、乳幼児期から学校卒業後にわたって一貫した効果的な支援を身近な場所で行えるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をとりながら情報共有を行う必要があります。

障がい児の保護者等からのアンケート調査の結果では、「本市が優先的に取り組むべきこと」について「療育サービスの充実」が35.7%と最も割合が高くなっています。



(2) 施策方向

障害の早期発見と適切な療育ができるように、保健、医療、福祉、教育等関係機関との連携強化を図るとともに、障がいのある子どもやその保護者に対する支援を行うための療育・相談体制の充実に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 各関係機関と連携し、発育・発達の遅れの早期発見に努めるとともに、障がい児一人ひとりの状況を勘案した個別支援計画のもと、児童発達支援センターや児童発達支援事業所などによる、適切なサービス提供を行います。
- ② 乳幼児期から成人期までの発達状況や支援内容について、各関係機関が情報共有を行うことで適切な支援につなげていくための支援ファイル「すてっぷ」の配布と活用に努めます。
- ③ 保育所等において、障がい児が集団生活へ適応するために必要とする専門的支援などを行うため、「保育所等訪問支援」によるサービス提供を行います。
- ④ 放課後等デイサービスについては、自立した日常生活を行うために必要な訓練、地域交流機会の創出、余暇の提供など幅広い利用者ニーズがあることから、対応するサービス形態に合わせた受け入れ体制の確保を図ります。
- ⑤ 難聴の早期発見のため、新生児聴覚検査を実施します。また、早期療育の体制構築に向けて、室蘭聾学校などの各関係機関と連携して推進に努めます。
- ⑥ 軽度・中等度難聴児の保護者への経済的負担軽減策としての補聴器の購入・修理費助成制度の周知と活用促進を図ります。
- ⑦ 保健、医療、福祉、教育機関等で構成する地域療育ネットワーク会議の活用により、地域療育の推進に努めます。

2 保育・学校教育の充実

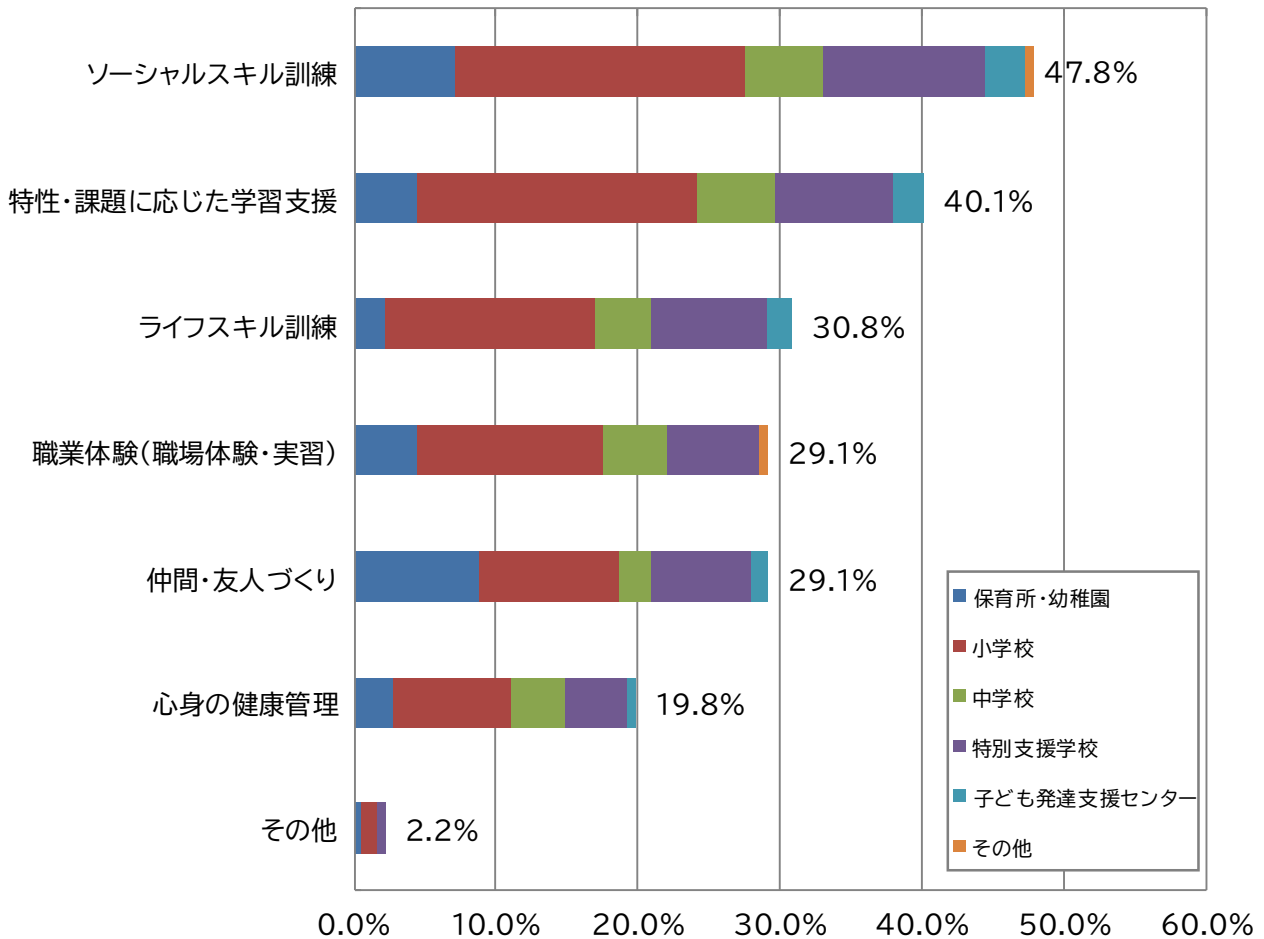


(1) 現状と課題

障がいのある子どもの特性に応じ、保育所・認定こども園で行う障害児保育のほか、小・中学校の特別支援学級や特別支援学校において各種指導を行っています。障害児保育や特別支援教育充実のための人材確保や、障がいのある子ども一人ひとりに応じた適切な支援を行うための体制づくりを行うことが必要です。

障がい児の保護者等からのアンケート調査の結果では、「学齢期に必要なと思う支援」について、社会生活上での円滑な人間関係を維持するための訓練である「ソーシャルスキル訓練」が47.8%と最も割合が高く、次いで「特性・課題に応じた学習支援」が40.1%となっています。

学齢期に必要なと思う支援
 (複数回答のため回答者182名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)



(2) 施策方向

障がいのある子ども一人ひとりの特性・能力に応じた適切な障害児保育や特別支援教育の充実のほか、特別支援教育にかかわる保護者負担の軽減に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 療育の専門員が保育所や小学校などへ訪問し、障がいのある子どもが集団生活を行ううえで必要なサポートや保育士・教職員などとの連携を図ります。
- ② 知的障害や自閉症・情緒障害、難聴など各種障害特性に合わせた特別支援学級の設置拡充に努めます。
- ③ 各種障害特性に合わせ、通常学級や特別支援学級における特別支援教育支援員の配置に努めます。
- ④ ことばや聞こえ、話すことを苦手とする幼児や児童などに、専門教室でその症状や障害程度に応じた個別指導を実施します。
- ⑤ 保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費や通学費等の助成に努めます。
- ⑥ 全保育所・認定こども園で障害児保育の継続実施に努めます。



3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実



(1) 現状と課題

近年では、医療の進歩により多くの幼い子どもの命が救われるようになった一方で、たんの吸引や経管栄養、人工呼吸器などの医療的ケアを必要とする子どもが増加しています。

これに伴い、保健、医療、福祉、教育等関係機関で、医療的ケアを必要とする子どもの受け皿が不足しており、家族への負担が大きくなっているなどの課題があります。

(2) 施策方向

医療的ケアを必要とする子どもが心身の状況に応じて適切なサービスが受けられるよう、支援にかかる課題と解決策について協議を行い、保健、医療、福祉、教育等関係機関との連携強化を図りながら、医療的ケアを必要とする子どもとその保護者に対する支援体制の充実に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 地域自立支援協議会における専門部会である子ども部会において、医療的ケアを必要とする子どもの支援体制の整備について推進します。
- ② 保護者や家族からの相談対応が図れるよう、相談支援事業所をはじめとする支援にかかわる関係機関へ療育にかかる各種制度や社会資源等の情報提供を行います。
- ③ 医療的ケアを必要とする子どもの家族の休息（レスパイト）が確保ができるよう、機能の充実に努めます。
- ④ 医療的ケアを必要とする子どもが必要な支援を円滑に受けられることができるよう、市内事業所や病院等との情報連携を図りながら、サービス利用等の相談やコーディネーターの配置に向けて努めます。
- ⑤ 医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けて、北海道で実施されている養成研修会に、保健師、看護師、相談支援専門員等の対象者を参加させ、スキルアップを図ります。

II 就労支援



1 一般就労の推進

(1) 現状と課題

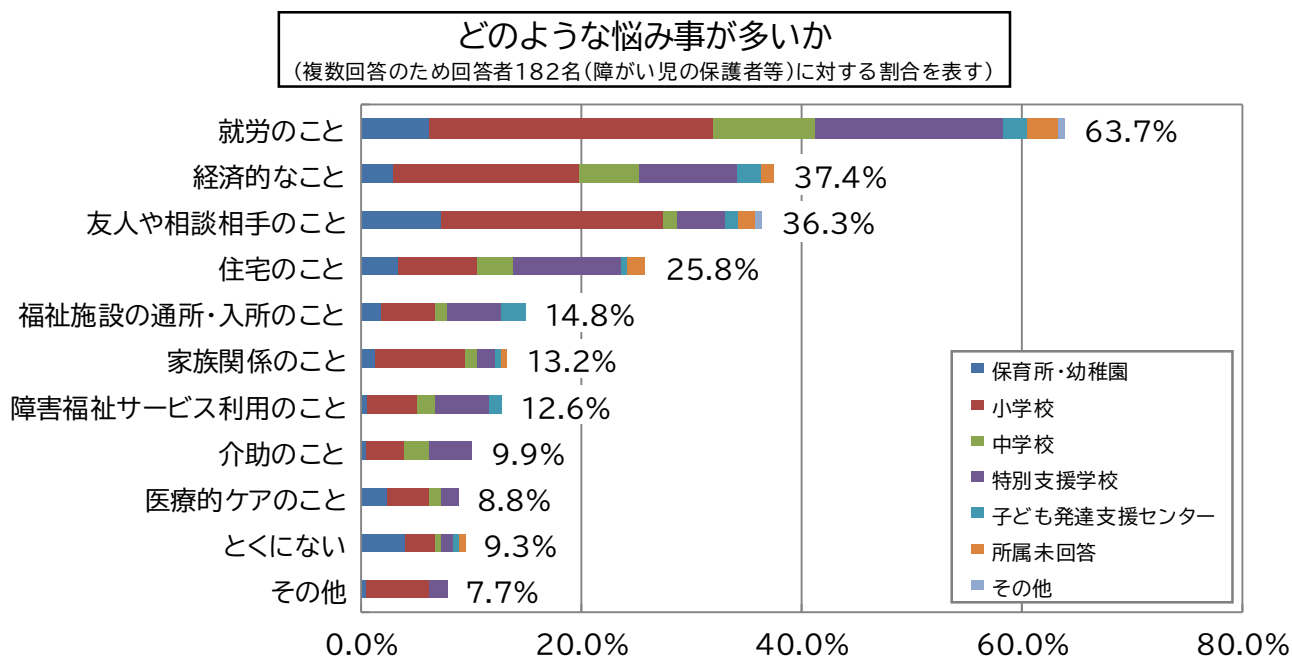
障がいのある人の一般就労を推進するためには、就労に関する情報の提供・相談支援体制の充実や、事業所での作業や企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着支援等が重要となります。

また、障がいのある人の雇用促進や職場定着が図られるよう、各関係機関と連携し、企業等への理解促進に取り組むことが必要です。

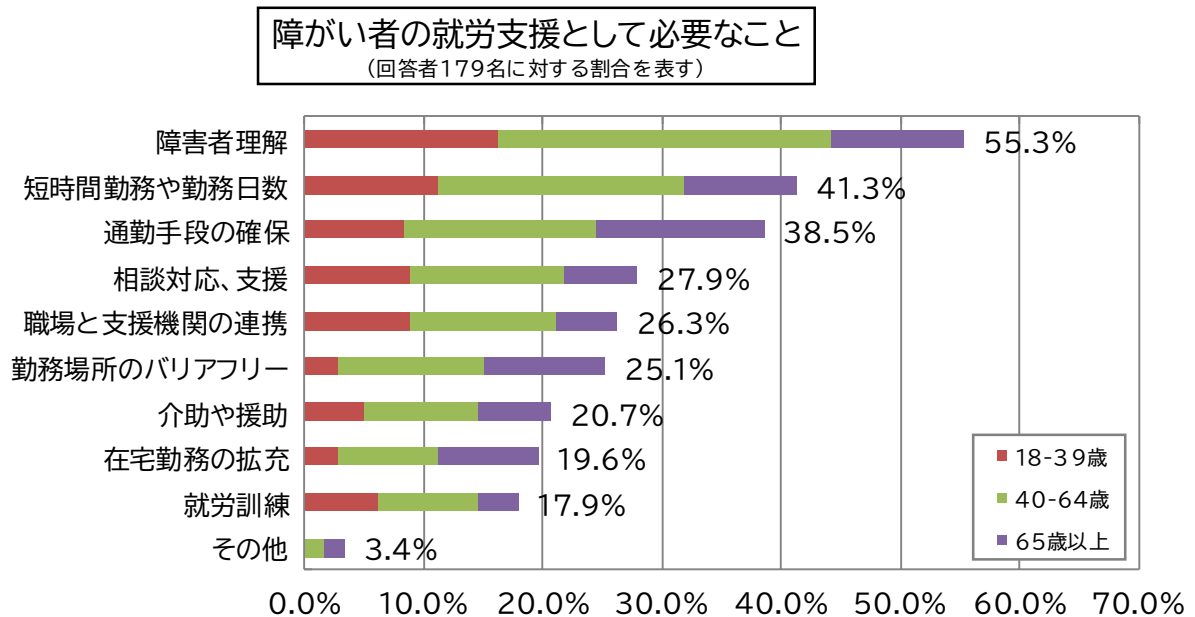
障がいのある人の雇用については「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業・国及び地方公共団体等は、障がいのある人を一定割合以上雇用しなければなりません。

令和元年6月1日現在の民間企業における障がいのある人の法定雇用率は2.2%であり、全国の実雇用率は2.11%、北海道では2.27%となっていますが、ハローワークむろらん管轄区域内では1.94%と、法定雇用率を下回っている状況にあります。

また、アンケート調査で「どのような悩み事が多いか」を尋ねたところ、障がい児の保護者等からの回答では「就労のこと」が63.7%と最も高い割合となっています。



このほか「障がい者の就労支援として必要なこと」を尋ねたところ「職場の障害者理解」が55.3%と最も高い割合となり、平成28年度から施行された改正障害者雇用促進法などの周知も重要であると考えられます。



(2) 施策方向

ハローワークや商工会議所等の各関係機関と連携し、障がいのある人の就労相談や就労後のフォローアップ、企業等への理解促進に努めます。

また、企業等に対し、各種雇用支援制度の周知や啓発に努め、障がいのある人の一般就労の拡大を図ります。

(3) 具体的施策

- ① 地域自立支援協議会を通じ、ハローワークや商工会議所等との連携を図りながら、各種雇用支援制度や雇用納付金制度の周知に努めます。
- ② 相談支援事業所との連携を図りながら、障がいのある人の適性に応じ、就労継続・就労移行・就労定着支援事業所の周知と利用促進を図ります。
- ③ 障がい者就業・生活支援センターと連携を図りながら、就労相談支援を行います。
- ④ 社会福祉協議会と連携しながら、引きこもりなどの社会とのつながりが薄く生活困窮状態に陥る可能性がある方を対象に、就労準備支援などの制度を活用し、社会的自立を図ります。
- ⑤ 心身障がい者職親会の広報活動などを支援し、雇用の促進に努めます。

2 多様な就労の機会の確保

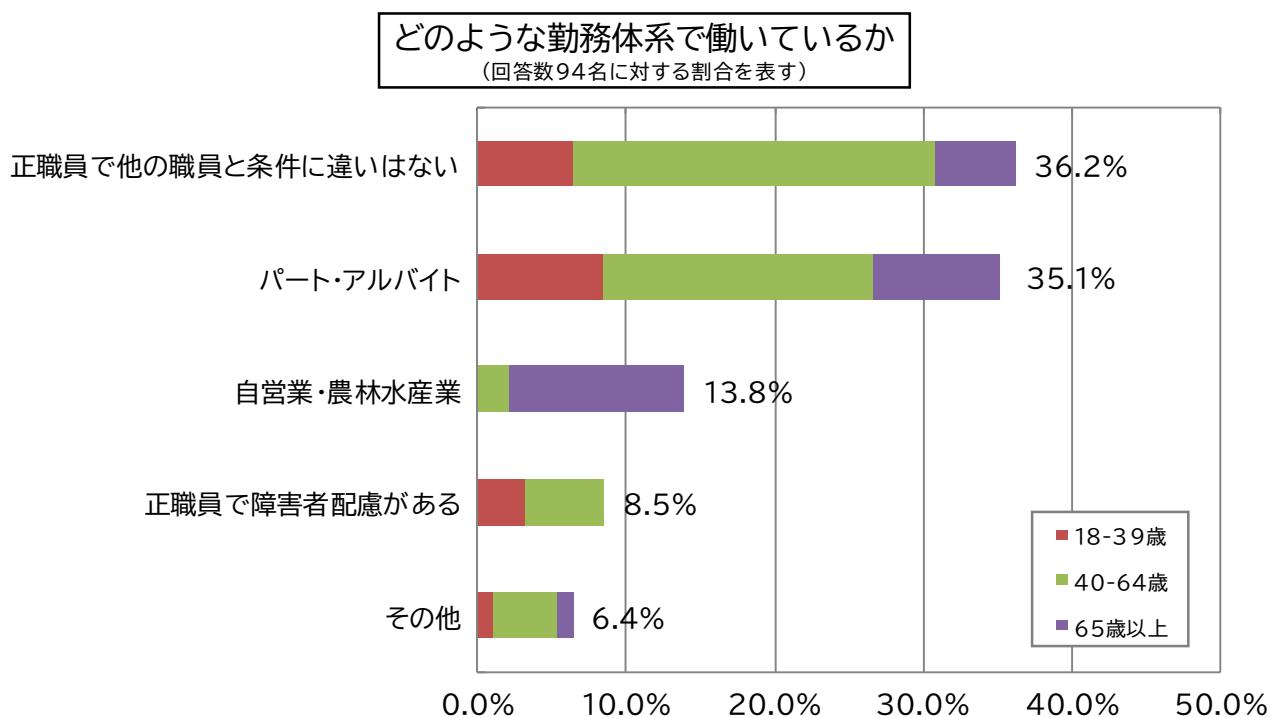


(1) 現状と課題

就労を希望する障がいのある人を取り巻く本市の雇用環境は厳しい状況にあり、令和元年6月1日現在、本市の民間企業における障がいのある人の法定雇用率については全道の障害者実雇用率2.27%を下回る1.94%となっています。

このような中で、障害の程度や種別、年齢などにかかわらず、生まれ育った地域で、本人の意欲や障害特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。

障がいのある人で就職している人へ、「どのような勤務形態で働いているか」を尋ねたところ、「正職員で他の職員と条件に違いはない」が36.2%、「パート・アルバイト」が35.1%と全体の70%以上を占めている一方で、「正職員で障害者配慮がある」と回答した障がい者が8.5%と低い割合を示しており、行政機関や民間企業において障害者雇用の機会が十分ではないことが課題となっています。



(2) 施策方向

様々な分野の機関が連携した障がいのある人の就労を支えるネットワークの充実と企業との連携・協働の推進を図りながら、多様な就労機会の確保に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障がいのある人に対する支援のノウハウ等を有する障害福祉サービス事業所等と、ハローワークや商工会議所等の労働関係や経済関係機関との連携強化や情報の共有化を図り、障害特性を踏まえた職域の開拓など、障がいのある人の就労機会の確保に努めます。
- ② 行政、企業、経済団体、福祉団体等と連携・協力し、地域の基幹産業とタイアップした就労機会の確保に努めます。
- ③ 福祉的就労事業所以外で活動を行う施設外支援（職場実習、求職活動、テレワークなどの在宅就労）の推進に努めます。
- ④ 障がいのある人の就労機会を確保する取り組みとして、農業分野（農福連携）や水産分野（水福連携）のほか、本市の地域の特性を活かした工業分野（工福連携）について検討し、地場産業や企業、本市における新たな業態、業種の開拓・確保に向けて努めます。



3 福祉的就労の充実



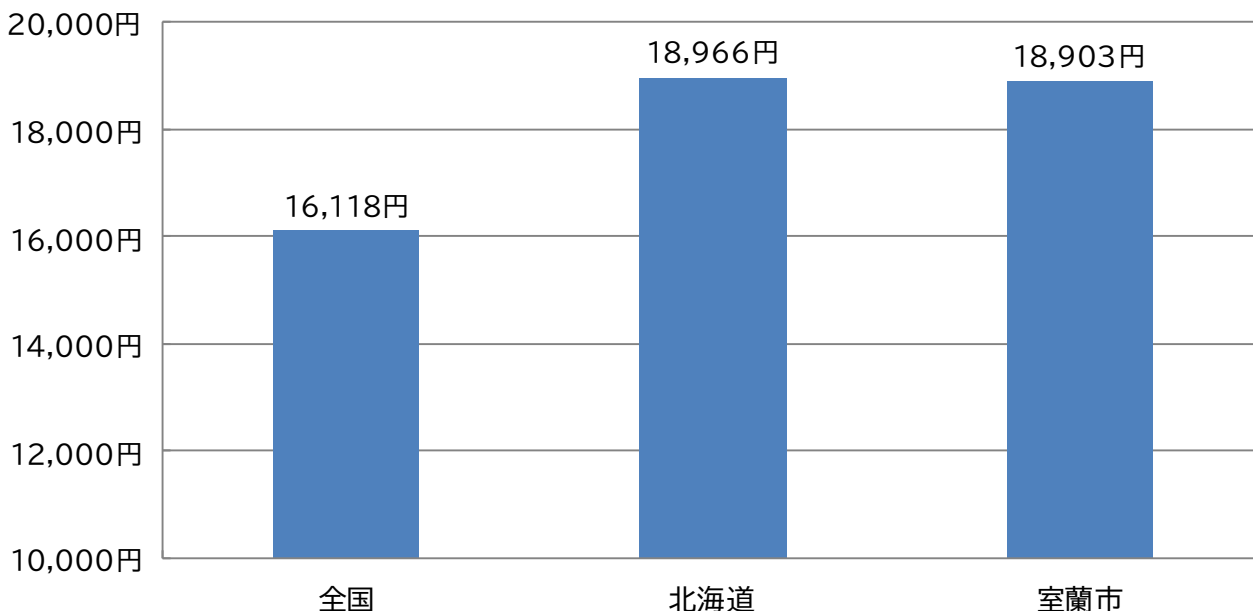
(1) 現状と課題

一般就労が困難な障がいのある人に対しては、障害福祉サービス提供事業所等の福祉的就労の場を適切に確保し、公共団体や民間企業からの受託業務の受注拡大などによる工賃水準の向上を図っていく必要があります。

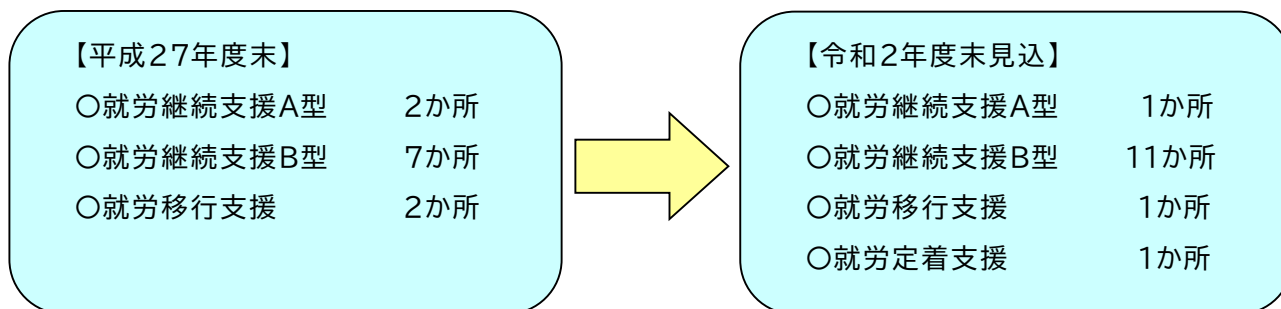
福祉的就労の場を利用する人は年々増加しており、就労意欲を持つ障がいのある人が、その能力と適性に応じて就労訓練を行うためには、訓練業務量と工賃水準の確保が重要な課題です。

平成30年度現在、就労継続支援B型の平均工賃月額について、本市は18,903円で道内の18,966円よりも下回っており、今後は道内平均工賃月額を上回るための工賃向上への取り組みが必要となります。(※全国平均工賃月額は16,118円)

平成30年度就労継続支援B型 平均工賃月額



○市内福祉的就労事業所の状況



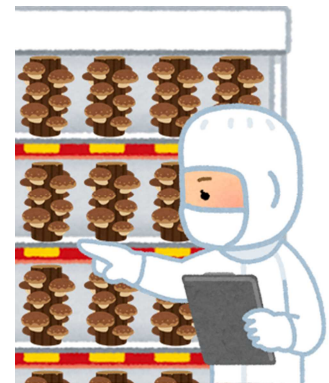
平成27年度末には福祉的就労サービスを利用していた人は283人ですが、令和元年度末には372人に増加し、令和2年度末にはさらに増加する見込みです。

(2) 施策方向

福祉的就労の場を提供する事業者との連携を強化し、訓練業務量と工賃水準の確保に向けた受注の拡大や、各事業所の特色に合わせた利用者受け入れ体制の充実に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障害者優先調達法に基づく「物品等の調達方針」を毎年度策定し、障害者就労施設等からの物品購入や役務の発注促進に努めます。
- ② 指定管理者制度導入施設などの公共施設において、障害者就労施設等からの受注機会の拡大やその支援に向けた取り組みについて検討します。
- ③ 広く市民や企業などに、授産品や障害者就労施設等の周知を行い、物品や役務にかかわる受注を促進し、障がいのある人の訓練業務量と工賃水準の確保を図ります。
- ④ 多様な障害の特性にあった福祉的就労の場の確保として、就労継続支援事業所のさらなる充実に努めます。



Ⅲ 社会参加



1 社会参加の促進



(1) 現状と課題

障がいのある人が地域社会の一員として、当事者による自主的な活動のほか、まちづくり活動など、地域の様々な活動へ参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実と参加を促進する環境づくりが求められています。

また、こうした活動に参加するための情報提供や、意思疎通手段の確保や移動に関する支援等の充実を図る必要があります。

(2) 施策方向

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加できる活動の機会を増やすとともに、障がいのある人が社会参加の主体として活躍できるような環境整備に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障がいのある人の社会参加を促進するため、障害福祉団体などと協力しながら事業を実施するとともに、各種奉仕員の確保や移動に関する自立支援サービスや地域生活支援事業における給付（同行援護や移動支援等）の提供確保に努めます。
- ② 障がいのある人の社会参加を促進するため、「広報むろらん」やホームページのほか、Twitter（ツイッター）やLINE（ライン）などを活用しながら、社会参加活動に関する情報提供の促進に努めます。
- ③ 障がいのある人と地域住民がともに地域のコミュニティづくりを推進する観点から、関係機関などと連携を図りながら、障がいのある人と地域住民が交流する場の整備に努めます。



2 スポーツ・文化活動の振興



(1) 現状と課題

障がいのある人のスポーツ・文化活動は、地域生活を送るための「生きがい」の役割に加え、自立意欲の向上、社会参加の促進、健康の維持増進などの役割を担います。

そのため、利用者ニーズに合わせた各種教室や講座等を開催し、積極的にスポーツや文化活動に参加できるような取り組みを進める必要があります。

また、各障害者団体等との連携により、スポーツや文化活動において、障害の有無にかかわらず交流の促進を図ることも必要です。

(2) 施策方向

障がいのある人が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、各関係団体と連携・協力し、スポーツ・文化活動へ参加しやすい環境の整備に努めます。

また、障害の有無にかかわらず交流促進を図るため、市民が気軽に参加できるスポーツ大会や楽器演奏会などの開催に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障がい者スポーツ協会との連携、スポーツ協会等の協力を受け、障がいのある人が気軽に参加できる各種軽スポーツ講座を障害者福祉総合センターなどで開催します。
- ② 障害者スポーツ種目の普及促進や障害の有無にかかわらず交流促進を図るため、軽スポーツ教室や講演会などの開催に努めます。
- ③ 各種障害者スポーツ大会の開催情報などについて、各障害者関係団体や通所系障害福祉サービス事業所などへの周知に努めます。
- ④ 各種障害者スポーツや文化活動への参加促進のため、各種奉仕員の確保や移動に関する自立支援給付や地域生活支援事業におけるサービス（同行援護や移動支援等）の提供確保に努めます。
- ⑤ 障がいのある人の文化活動を促進するため、気軽に参加できる各種文化・創作講座を障害者福祉総合センターなどで開催します。
- ⑥ 障がいのある人が制作した作品の展示、手話コーラスや楽器演奏の発表など、障害の有無にかかわらず文化交流について、ふれあいまつりなど促進できる場の創出に努めます。

3 障害者団体との連携



(1) 現状と課題

障がいのある人が身近な地域で安心して生活し、充実した社会生活を送るためには、障害者団体やボランティア団体と連携し、公的なサービスだけでは対応できないような、個々のニーズに合ったきめ細かい支援体制の構築が重要です。

また、市民の障がいのある人に対する理解促進を図るためには、障害者団体やボランティア団体の協力が不可欠です。

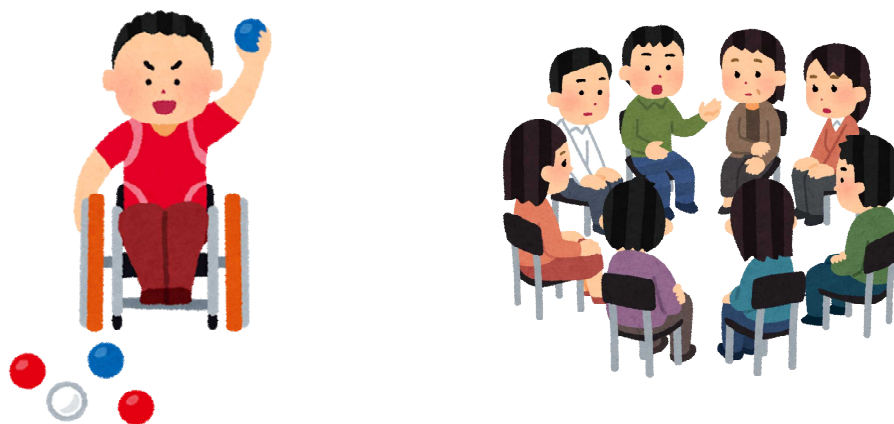
このような障害者団体やボランティア団体との連携体制を強化するためには、活動内容などの市民周知や新規会員の確保等を図り、団体活動をより活性化させるための支援が必要となります。

(2) 施策方向

行政機関と障害者団体やボランティア団体が連携して、障がいのある人の福祉向上を図るため、各種団体活動の市民周知や連絡調整等の支援体制強化に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 各種団体活動について、社会福祉協議会等との連携により、広く市民に周知するよう努めます。
- ② 障害者団体やボランティア団体の組織体制強化のため、各関係団体との連携調整に努めます。
- ③ 障害者団体やボランティア団体の活動促進として、障害者福祉総合センターでの貸館無料利用や他の公共施設における使用料減免などの周知に努めます。

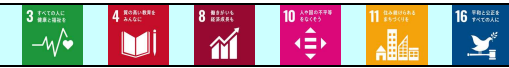


第4節 バリアフリー社会の実現

I 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止



1 権利擁護の推進・虐待の防止



(1) 現状と課題

わが国では、障がい者に対する権利擁護に関して、障害者差別解消法の制定など国内法の整備をはじめとする制度の改革を進め、国連の障がい者の権利に関する条約を批准しています。

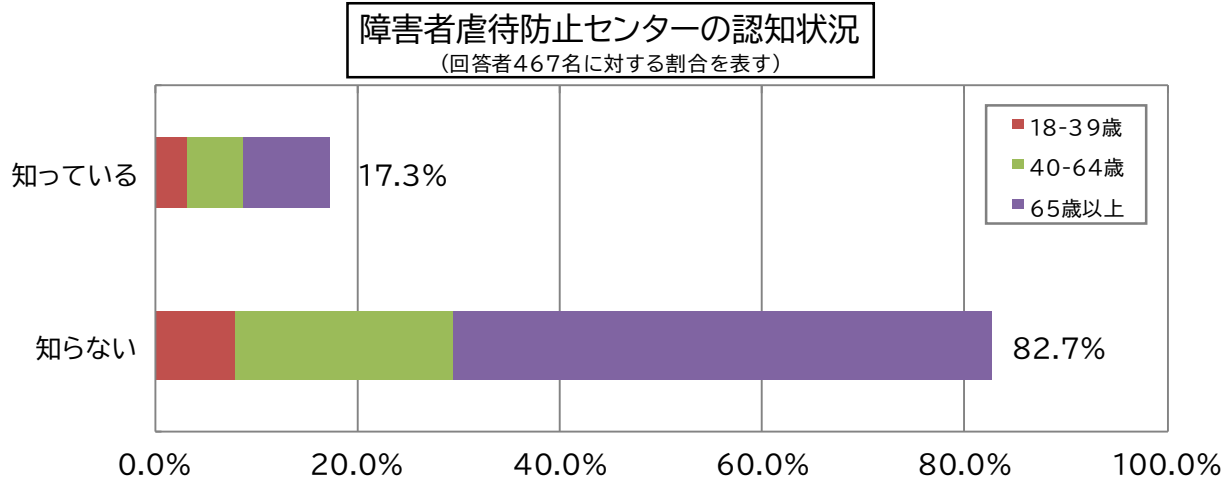
しかしながら、社会には、未だに障がいのある人に対する理解の不足、誤解や偏見などがあり、これらを原因とする差別や虐待などが数多く存在しています。

こうした実状から見ても、家庭や施設における虐待や権利侵害への対応など、障がいのある人を対象とする権利擁護の推進は、全国的にも重要な課題です。

本市においては、障害者虐待防止センターの設置（室蘭言泉学園への委託）による障害者虐待への対応などに取り組んでいますが、制度の浸透や施設の周知が十分に図られていない状況にあります。

また、障がいのある人の権利擁護については、複雑な問題を抱えているケースが多いため非常に対応が難しく、関係機関との連携強化が問題解決の重要な要素となります。

アンケート調査の結果では、障がいのある人の身体的・精神的虐待への対応・支援を行う「障害者虐待防止センターの認知状況」は17.3%と低い割合です。



(2) 施策方向

高齢化や核家族化が進行する中で、意思決定が困難な障がいのある人の地域で自立した生活を支援するため、権利擁護にかかわる各種制度の周知と活用促進を図るとともに、障がいのある人の生命・財産に影響が及ぶ虐待の問題に対応するため、障害者虐待防止センターや各関係機関との連携強化に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 虐待に関する通報・相談に関しては、障害者虐待防止センターを中心に各関係機関との連携を図りながら、未然防止や発生時の迅速な対応、再発防止などに努めます。
- ② 障害特性などにより、判断能力に不安がある人を支援するため、社会福祉協議会と連携して、障害福祉サービス等利用手続きの援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の周知と活用促進に努めます。
- ③ 権利擁護に必要な法的手続きなどの専門的知識を必要とする相談に関しては、本市の無料弁護士相談や消費生活センターとの連携のほか、北海道身体障害者福祉協会の「障がい者110番事業」の周知と活用促進に努めます。

2 成年後見制度等の活用促進

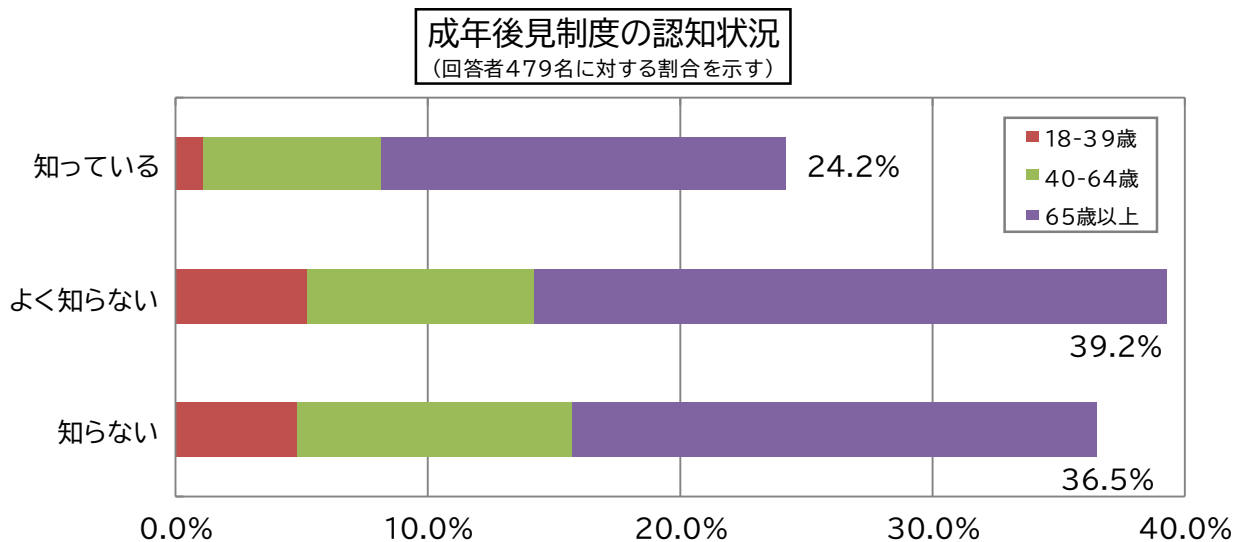


(1) 現状と課題

障害特性により判断能力が十分ではないため、各種制度やサービスの利用契約が困難であったり、身の回りのことや金銭管理ができないなど、さまざまな問題を抱えているケースが見受けられます。

本市においては、「室蘭成年後見支援センター（室蘭市と社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会が設置運営）」による成年後見制度の申し立て支援に取り組んでいますが、制度そのものがまだ広く理解されていないことや、制度を利用するために費用が生じることなどから、利用が進んでいない状況にあります。

アンケート調査の結果では、制度内容も含めた「成年後見制度の認知状況」は24.2%と低い割合です。



(2) 施策方向

障害福祉サービス利用の観点から、障がい者の権利擁護を図るための成年後見制度の普及啓発と利用促進に向けた取り組みに努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障害特性などにより、判断能力が十分ではない人が財産管理や契約等の法律行為を行うことを保護・支援するため、基幹相談支援センターや成年後見支援センターとの連携により、成年後見制度の周知と活用の促進に努めます。
- ② 成年後見制度活用促進のため、経済的理由等により制度の利用が困難な人に対して、後見人報酬などに対する助成制度の周知に努めます。

3 障害者理解の促進



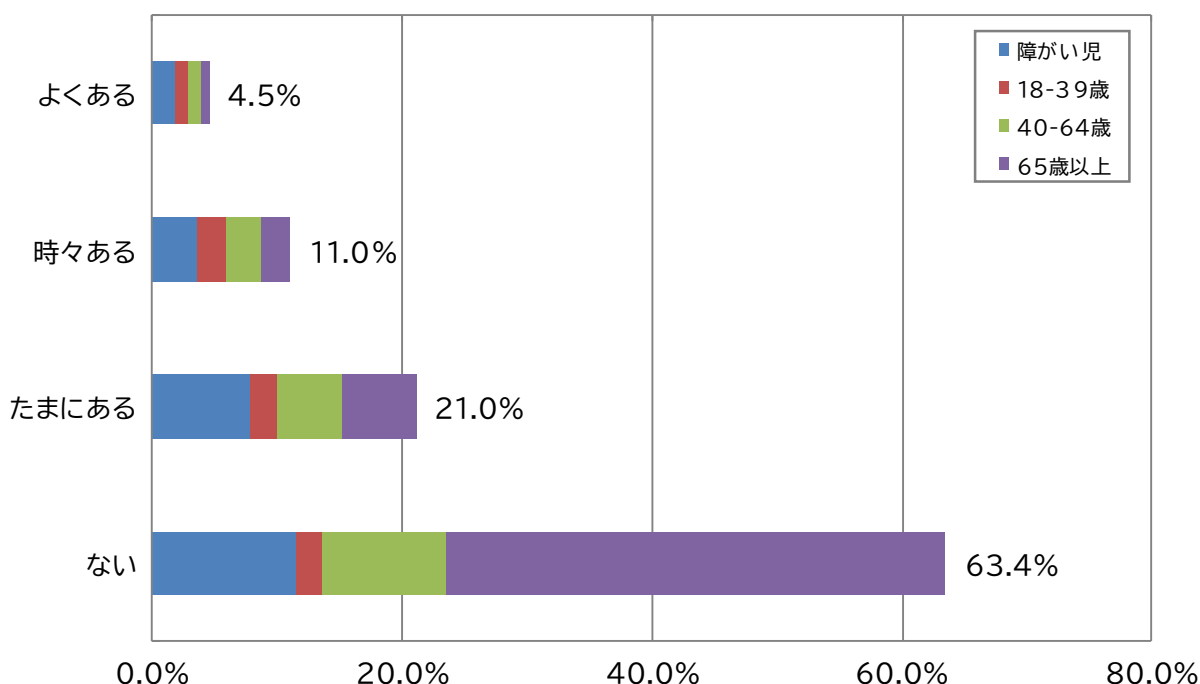
(1) 現状と課題

障がいのある人が、住み慣れた地域で、障がいのない人と共生しながら安心して生活していくためには、周囲の人が障害のことを正しく理解する必要があります。

しかしながら、アンケート調査の結果では「障害を理由とした差別や嫌な思いの経験」について「よくある・時々ある・たまにある」と答えた人が36.5%と3割以上を占めています。

障害を理由とした差別や嫌な思いの経験

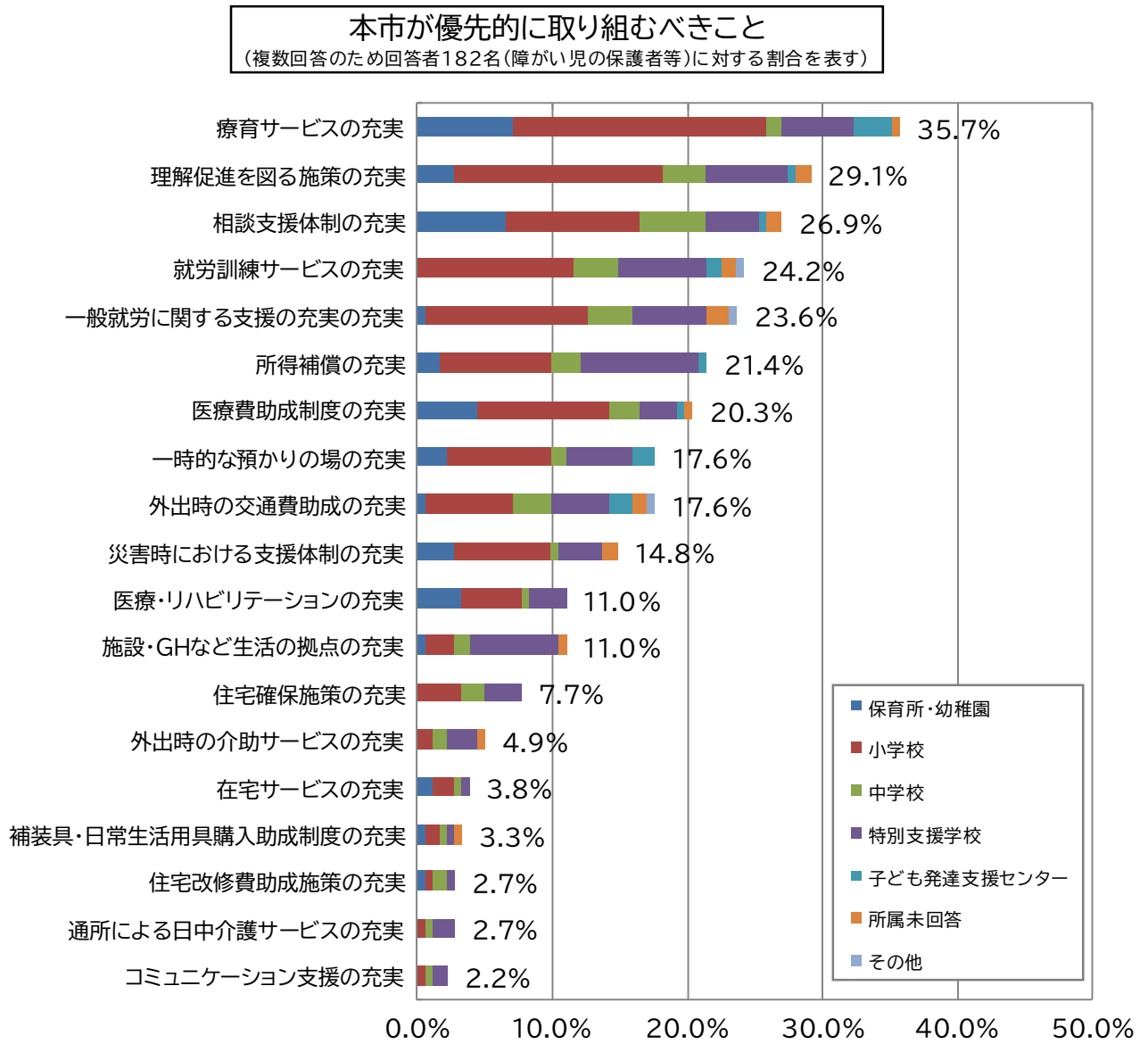
(回答者727名に対する割合を表す)



特に精神障害については、内部障害同様に目に見えない障害であること、また、一般的に認知され始めたのが比較的近年であるため、他の障害と比較しても市民理解が進んでいない状況にあり「強い偏見や差別を受けることが多々ある」といった意見が寄せられています。

このような状況を改善するために、障害に対する正しい理解を促進するための啓発や教育活動に取り組むことが重要です。

また、障がい児の保護者等へのアンケート調査の結果では、今後「本市が優先的に取り組むべきこと」を尋ねたところ「療育サービスの充実」に次いで、「理解促進を図る施策の充実」が29.1%の高い割合です。



第2章
基本計画
第4節
バリアフリー社会の実現

(2) 施策方向

障がいのある人とない人が交流する機会の場を創出するため、各種イベントなどの開催に努めるとともに、研修会の開催や出前講座の実施などを通じ、障害や障がいのある人に対する正しい理解の促進を図ります。

(3) 具体的施策

- ① 障がい者と関わる機会の少ない市民を対象に、障がい者の日常生活や社会参加の現状など、障がい者への理解を深めるための研修会の開催や出前講座などを実施します。
- ② 「広報むろらん」やホームページのほか、Twitter（ツイッター）やLINE（ライン）等を活用して、障がい者の地域生活の現状やボランティア団体の活動内容などの広報に努めます。
- ③ 社会福祉協議会との連携により、ボランティア団体が開催する各種講座や、小中学校などへの出前講座を行い、障がい者への理解や学習の促進に努めます。
- ④ 障がいのある人とない人とが共同で参加し、交流を深めるためのイベントの開催や周知に努めます。
- ⑤ 障害者優先調達法の推進を目的に、障害者就労施設等が請け負う受託業務や授産品等の紹介リーフレット（カタログ）を作成・活用し、市民・企業等に対し周知を図ります。
- ⑥ 視覚障がい者や聴覚障がい者への理解を深めるため、点字・要約筆記・手話奉仕員養成講座への参加促進を図ります。
- ⑦ 障害者差別解消法に基づく、社会的障壁を除去するための合理的配慮について、研修を通じて職員への制度周知を図ります。
- ⑧ ヘルプマークやハートプラスマーク等、障がいのある人に関するマークの普及を推進し、外見から分かりにくい障害など、周囲の人からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動の促進に努めます。

4 地域福祉活動の推進



(1) 現状と課題

本計画の基本理念である障がいのある人もない人も「地域でともに支え合い、健やかに、自分らしく、安心して暮らせる社会の実現」に向けた取り組みを進めていく中で、未だ、障がい者への理解が十分に浸透していない理由として、地域福祉活動の推進が図られていないことも要因として挙げられます。

(2) 施策方向

地域福祉活動の推進のための取り組みとして、障害者理解の促進に向けた啓発活動の推進のほか、市内の障害者支援施設等が所在する地域住民との交流機会の拡大に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障がいのある人が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした「障害者週間」を活用した啓発に努めます。
- ② 住民が障がいのある人とともに参加する啓発活動やスポーツ・文化活動等、地域の特色を活かした交流機会の拡大に努めます。
- ③ 障がいのある人もない人も、あらゆる世代の地域住民が支えあいながら暮らすことができる共生型の地域づくりを推進し、障がいのある人が喜びや生きがいを見出せるよう、障がいのある人の主体的な地域づくりへの参加を促進させる取り組みに努めます。

II 生活環境

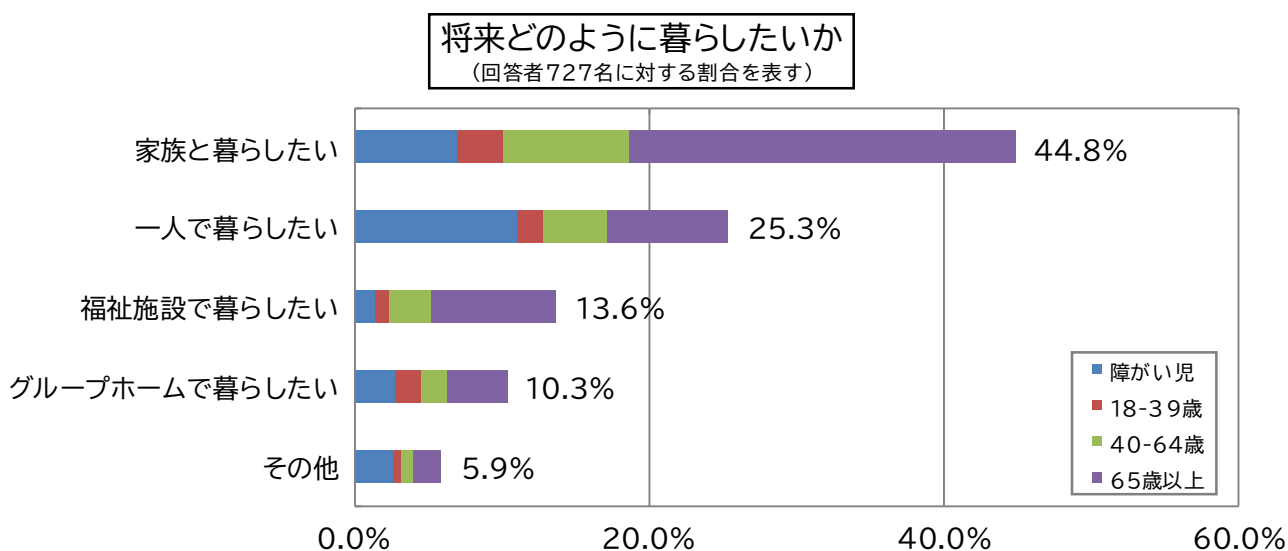


1 住まいのための環境整備

(1) 現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、生活の場となる環境面を含めた安定した住まいの確保が必要となりますが、この対応策として、グループホームや訪問系障害福祉サービスの充実、また、地域生活移行への支援などが求められています。

アンケート調査の結果では「将来どのように暮らしたいか」を尋ねたところ「家族と暮らしたい」が44.8%「一人で暮らしたい」が25.3%です。



しかしながら、保護者の高齢化等により、家族による障がいのある人の支援が困難となった場合や、親亡き後の子の生活を不安視する声が多く、各障害者団体等との意見交換においても、市内でのグループホームの充実を望む声が寄せられています。

本市では、平成27年度から令和2年度までの6年間にかけて、障害福祉サービス提供事業所が市内に新たに設置したグループホーム等3か所の整備費助成を実施してきましたが、現況では、全てのグループホームに利用者が入居しており、新たな利用者を受け入れる体制が整っていない状況にあります。

また、福祉施設入所者の退所や精神疾患のある長期入院患者等の退院による地域移行等により、今後もグループホームの利用ニーズは高まるものと予測されます。

一方では、利用ニーズがあっても、グループホームで働く支援員等職員の処遇改善が遅々として進まないこともあり、人材確保が難しい現状に対する課題も浮き彫りとなっています。

(2) 施策方向

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するための拠点となる環境面を含めた住まいの確保のため、各障害福祉サービス事業所と連携して、市内のグループホーム設置を推進するとともに、精神疾患のある人の地域生活移行への支援や在宅での生活を希望する人への家事援助等サービスの提供体制の確保に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 障がいのある人の住まいの場として、市内のグループホーム設置を推進します。
- ② 障害福祉サービスである地域移行支援や地域定着支援等を活用しながら、長期にわたり精神科病院に入院していた人が退院する場合などに、不動産会社との賃貸契約や住居の確保、新生活の準備などへの支援や24時間体制の相談支援の提供確保に努めます。
- ③ 障がいのある人が、在宅で生活するために必要となる手すりの設置、段差の解消、引き戸への改修などの費用に対する助成制度の周知に努めます。
- ④ 入浴や食事等の介護、洗濯や掃除等の家事援助など、生活全般にわたる支援の提供確保に努めます。
- ⑤ グループホームで働く支援員等に限らず、障害福祉関係職員の処遇改善に向けて、全国・全道市長会等を通じて、国や道に対して積極的に意見・要望を行います。

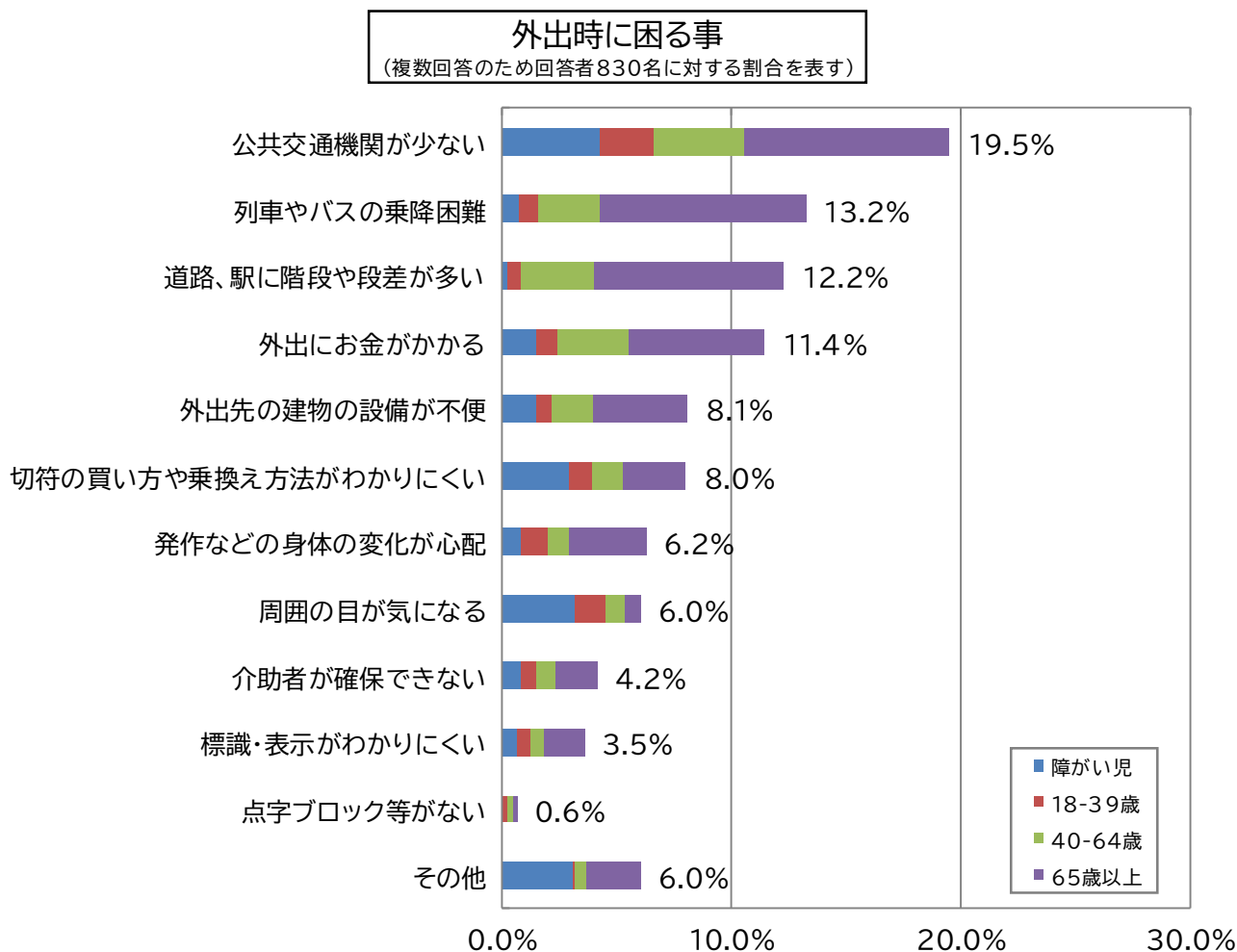
2 移動・交通のバリアフリーの推進



(1) 現状と課題

障がいのある人が自立して生活し、積極的に社会参加していくうえで、移動や交通の手段は重要な問題となります。

アンケート調査の結果では「外出時に困る事」として、「公共交通機関が少ない」が、19.5%と割合が最も多く、次いで「列車やバスの乗り降りが困難」13.2%、「道路、駅に階段差が多い」が12.2%と高い割合となっています。



(2) 施策方向

障がいのある人の日常生活支援と社会参加を促進するため、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化の推進を図り、障害の状況に対応した各種交通費助成制度の周知に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 公共施設の改修・建替等に合わせて、障害特性に配慮した昇降機や玄関スロープ、多目的トイレ、補聴器等補助設備（ヒアリンググループ）などのバリアフリー化の推進に努めます。
- ② 障がいのある人の通院や社会参加を促進するため、通院介助や移動支援サービス等の提供体制の確保を推進します。
- ③ 障がいのある人の社会活動促進や、通所系サービスの利用促進のため、JR、バス、タクシー、有料道路料金等の公共的交通費割引制度等の周知を図ります。



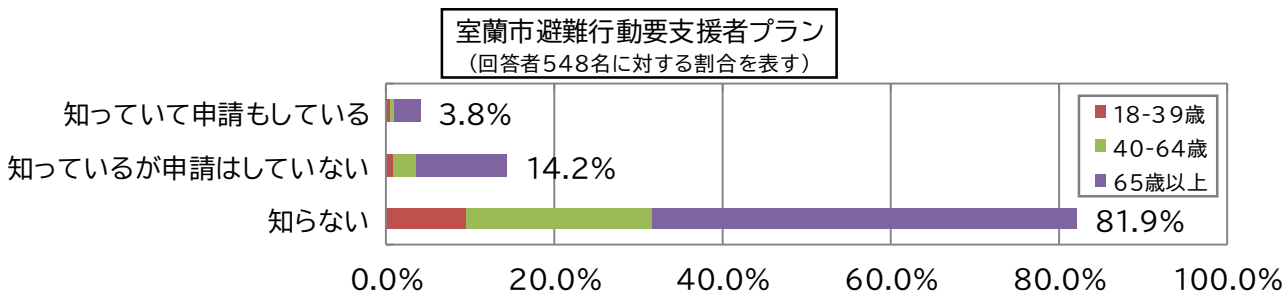
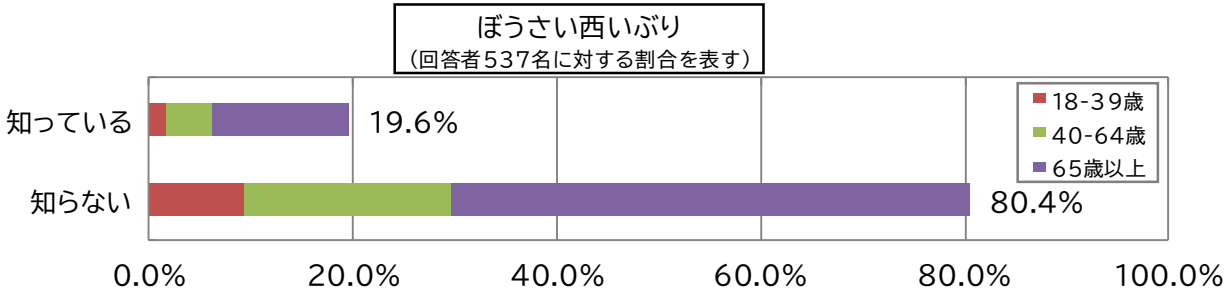
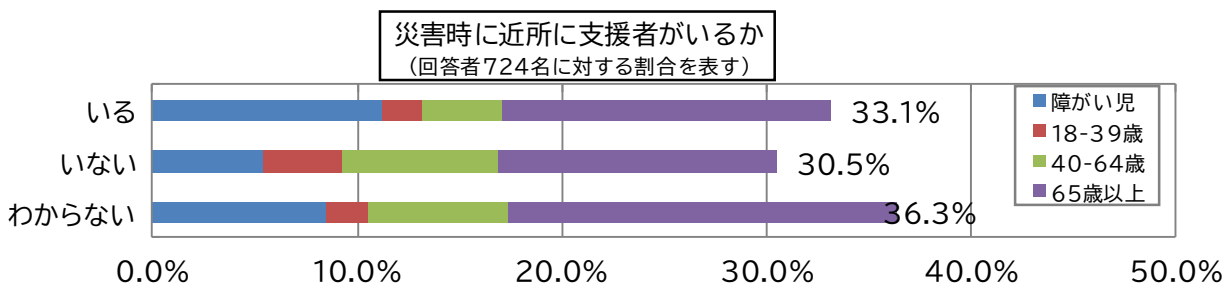
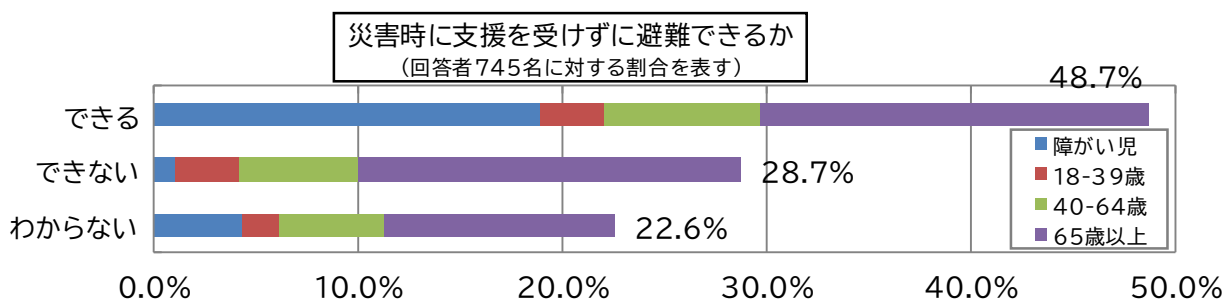
3 防災・防犯対策の推進

(1) 現状と課題

障がいのある人は、非常時に自ら避難行動をとることが難しい場合があり、災害時における情報提供体制の整備や、避難誘導などの支援方法については全国的に大きな課題です。

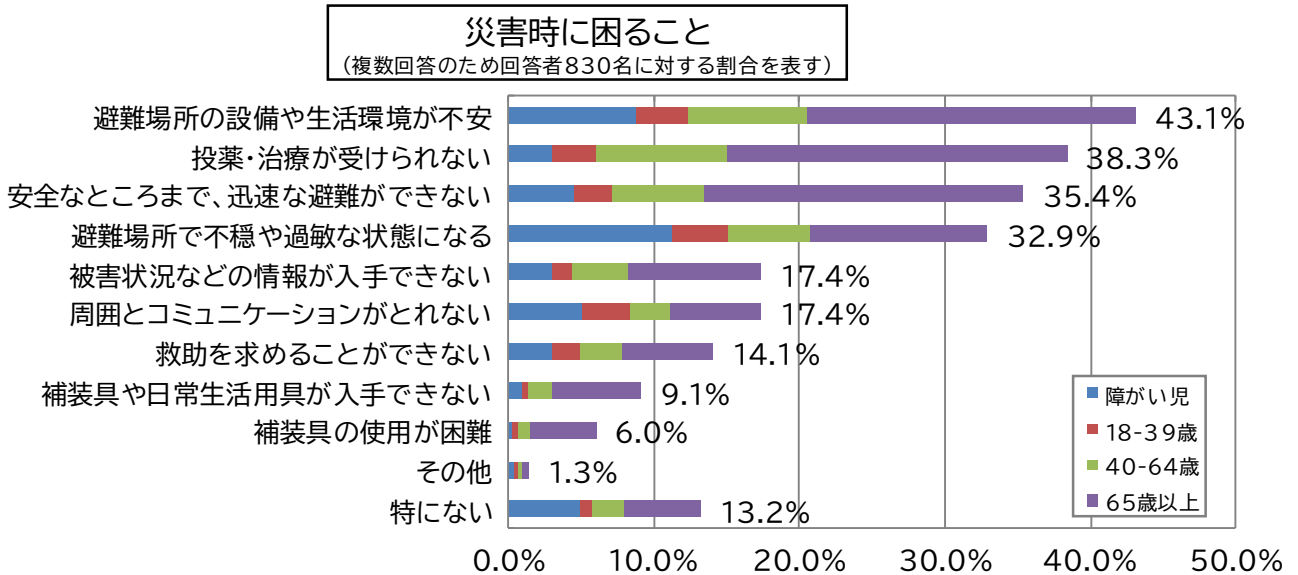
アンケート調査の結果では「災害時に支援を受けずに避難できるか」を尋ねたところ「できない・わからない」が51.3%、「災害時に近所に支援者はいるか」を尋ねたところ「いない・わからない」が66.8%です。

また、災害時の情報収集手段として活用が期待できる「ぼうさい西いぶり」について尋ねたところ「知らない」と答えた人が80.4%、町内会等の地域組織に災害時の支援協力を求める「室蘭市避難行動要支援者プラン」について尋ねたところ「知らない」と答えた人が81.9%を占めています。



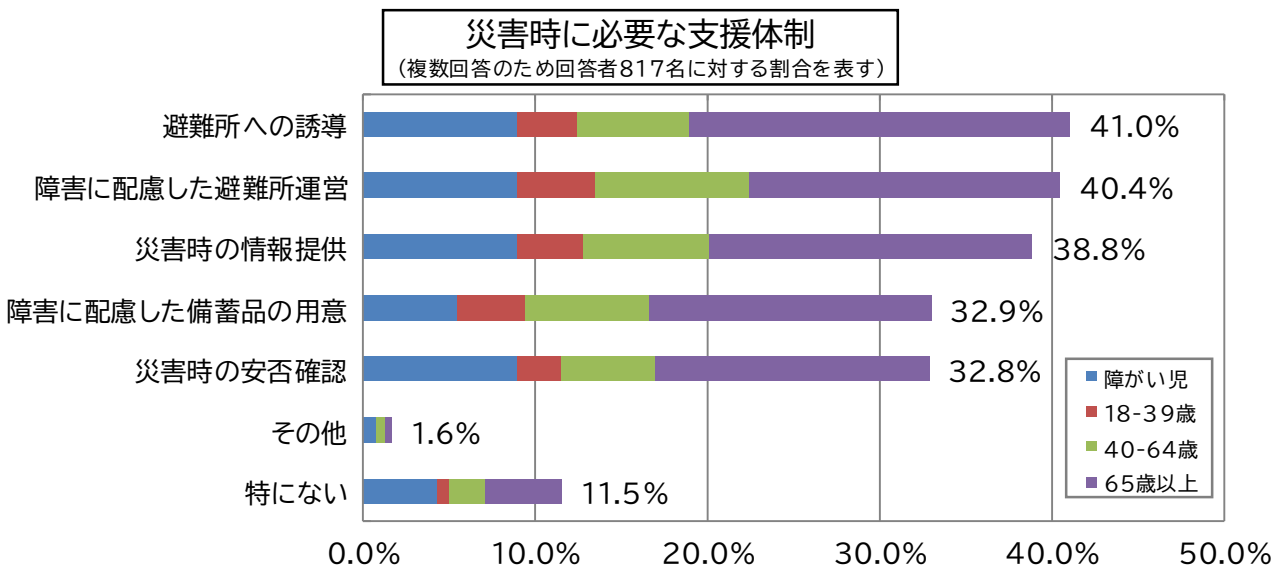
「災害時に困ること」としては「避難場所の設備や生活環境が不安」が43.1%「投薬・治療が受けられない」が38.3%「安全なところまで、迅速な避難ができない」が35.4%の割合です。

また、障がい児の保護者等の回答では「避難場所で不穏や過敏な状態になる」が高い割合となっています。



また「災害時に必要な支援体制」では「避難所への誘導」が41.0%と最も高く「障害に配慮した避難所運営」が40.4%「災害時の情報提供」が38.8%です。

災害時に支援を必要とする障がいのある人の安全を確保するうえで、障がいのある人やその家族からは、災害時に必要な「どのような災害が発生しているのか」、「避難所はどこなのか」、「避難所にどうやって行くのか」などの情報を提供する体制や支援を行う体制の確立を求める意見が多く、また重度障がいのある一人暮らしの人など、火災時において自ら避難行動をとることや通報が難しいケースへの対応や、障害特性から判断能力が十分ではない人に対する詐欺行為や虐待行為などへの対応を求める意見が多く寄せられました。



(2) 施策方向

障がいのある人が地域において安心・安全に生活するために、防災情報の提供や防災体制の充実、防災意識の高揚を図るとともに、火災時における消火・通報手段の確保や詐欺・虐待行為等への対策などに努めます。

(3) 具体的施策

- ① 避難行動要支援者リストの作成を進め、消防機関や民生委員等への事前の情報提供や、災害時における安否確認等に活用します。
- ② 災害時における避難所情報等の提供手段として、「コミュニティ放送」や「ぼうさい西いぶり情報メール」、「エリアメール」等を活用し、障がいのある人やその家族への日常的な情報について周知を図りながら、災害時における障害特性に配慮した支援体制づくりに努めます。
- ③ 各障害者団体やボランティア団体との連携により、「ぼうさい西いぶり情報メール」や「福祉避難所」等の周知に努めます。
- ④ 土砂災害区域避難訓練や地震・津波避難訓練等実施時において、障害福祉サービス提供事業所への参加を呼び掛けるとともに、事業所からの要請による防災講演の実施などに努めます。
- ⑤ 一人暮らしの重度身体障がいのある人などの緊急時の安全を確保するため、また、定期的な安否確認を行うため、緊急通報システムの周知啓発に努めます。
- ⑥ 重度障がいのある人の火災時の安全を確保するため、社会福祉協議会との連携により住宅用自動消火器や火災警報器の設置費助成制度の周知と活用促進に努めます。
- ⑦ 障がいのある人への身体的虐待や経済的虐待、詐欺行為などの問題に対し、障害者虐待防止センターや相談支援事業所との連携強化を図るほか、無料弁護士相談や消費生活センターなど各種相談機関との連携に努めます。
- ⑧ 障害のため判断能力の不十分な人などが、犯罪などにあわないよう、関係機関との連携により各種相談支援体制の充実に努めます。

Ⅲ 情報・意思疎通支援



1 情報通信におけるバリアフリーの推進

(1) 現状と課題

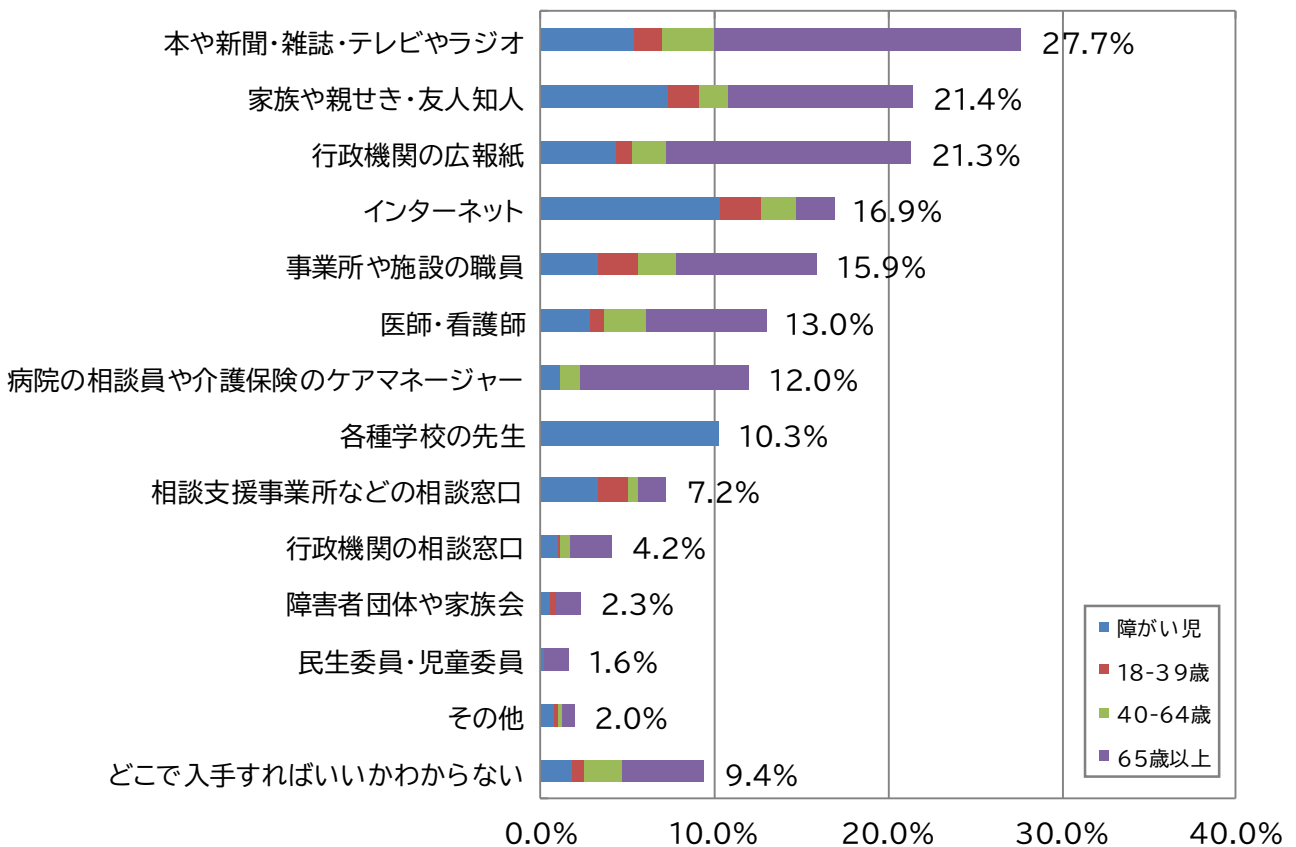
障がいのある人へ情報提供を行う場合、配慮の必要な人にわかりやすい情報伝達を心がけることが重要です。

障がいのある人に必要な情報が行き届くよう、情報内容の点字化、音声化などの対応を行うほか、インターネット、メール、Twitter（ツイッター）やLINE（ライン）等による提供方法の多様化に取り組んで行く必要があります。

アンケート調査の結果では情報の入手先として「本や新聞・雑誌・テレビやラジオ」が27.7%、次いで「家族や親せき・友人知人」が21.4%、「行政機関の広報誌」が21.3%となっています。

また障がい児の保護者等からの回答は「インターネット」の割合が高くなっています。

障害や福祉サービスの情報をどこから知ることが多いか
 (複数回答のため回答者817名に対する割合を表す)



(2) 施策方向

障がいのある人が、住み慣れた地域で多様な情報に接し、必要な情報を主体的に選択し、情報発信を行うことができる情報バリアフリー化を推進するとともに、障害の特性に応じた情報提供に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 「広報むろらん」やホームページのほか、T w i t t e r (ツイッター)やL I N E (ライン)などを活用して、障害福祉制度やサービス提供事業所などの周知に努めます。
- ② 視覚障害や聴覚障害など、意思疎通に障がいのある人に対して、「広報むろらん」や生活にかかわる情報を音声CDや点字などで情報提供の充実を図ります。
- ③ 「障害福祉のしおり」を活用し、障害者手帳交付時などに各種障害福祉制度の周知を図ることで、サービスの活用促進に努めます。
- ④ 障害者福祉総合センター図書室の録音・点字図書について、視覚障害のある方に利用してもらえるように市立室蘭図書館と連携しながら普及啓発に努めます。



2 意思疎通支援の充実



(1) 現状と課題

障がいのある人の自立した生活と社会参加の促進を実現するためには、周囲の人との意思疎通や、お互いを理解するための意思疎通手段の確保が必要です。

意思疎通手段は、障害の種別や状態によって異なることから、一人ひとりに配慮した支援体制の確保が必要となります。

(2) 施策方向

視覚障がいや聴覚障がいのある人など、障害の種別や状態に合わせ、中途障がいの人にも配慮した、適切な意思疎通手段の確保を図るため、各種奉仕員の人材育成やFAX購入等への支援に努めます。

(3) 具体的施策

- ① 聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するため、手話通訳や要約筆記奉仕員の養成と派遣体制の確保に努めます。
- ② 聴覚障がいのある人が市外での意思疎通支援を必要とする場合、広域体系や市町村間連携による手話通訳者の派遣体制の確保に努めます。
- ③ 視覚障がいのある人の意思疎通を支援するため、点訳奉仕員の養成と同行援護サービス提供体制の確保に努めます。



第5節 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

I SDGsに関する障がい者支援

1 SDGsの目標

(1) SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



2 SDGsと障がい（者）との関係

(1) SDGsと障がい（者）との関連性

SDGsの策定においては、障がい者支援団体等も参画し、障がい者についても目標に盛り込まれており、特に、SDGsの目標のうち、④教育、⑧成長・雇用、⑩不平等、⑪都市などについては、障害または障がい者に直接言及したターゲットが含まれていません。

SDGsの今後の目標達成のためには、国や自治体はもちろんのこと、民間企業や市民団体だけではなく、障がいがある人もない人も、全ての人々が関わりを持ちながら取り組みを推進していくことが重要です。

☆目標④教育

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

- ・2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

☆目標⑧成長・雇用

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。

- ・2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

☆目標⑩不平等

各国内及び各国間の不平等を是正する。

- ・2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

☆目標⑪都市

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

- ・2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

3 SDGsに関連する障がい者支援施策

(1) SDGsに関連する障がい者支援計画としての取組み

策定されたSDGsの実施指針では、障がい者に関連した施策が盛り込まれ、今後の推進が求められています。

具体的には、障害者基本計画で規定した各種施策の推進をはじめ、障がい者雇用や公共交通機関のバリアフリー化等が施策として掲げられており、本市としても国の「障害者基本計画」や道の「北海道障がい者基本計画」における施策と連動して、「室蘭市障がい者支援計画」において一体的な取り組みに努めていきます。

国や道による施策	室蘭市障がい者支援計画との関連	関連するSDGsの目標
<p>「障害者基本計画（国）」 「北海道障がい者基本計画（道）」</p>	<p>基本理念である障がいのある人もない人も「地域でともに支え合い、健やかで、自分らしく、安心して暮らせる社会の実現」に向けて、「地域生活の支援体制の充実」、「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー社会の実現」の3つの目標を柱に、次に掲げる障がい者施策の一層の促進を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 生活支援に関する施策 2 保健・医療に関する施策 3 療育・教育に関する施策 4 就労支援に関する施策 5 社会参加に関する施策 6 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止に関する施策 7 生活環境に関する施策 8 情報・意思疎通支援に関する施策</p> </div>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>③保健 3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>⑩不平等 10 人や国の不平等をなくそう</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>④教育 4 質の高い教育をみんなに</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>⑪都市 11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>⑧成長・雇用 8 働きがいも経済成長も</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>⑯平和 16 平和と公正をすべての人に</p> </div> </div>
<p>交通機関のバリアフリー化</p>	<p>ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、次に掲げる障がい者施策の一層の促進を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止に関する施策 7 生活環境に関する施策 等</p> </div>	<div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>⑪都市 11 住み続けられるまちづくりを</p> </div>
<p>障がい者雇用</p>	<p>障害者雇用促進法等に基づき、法定雇用率を達成していない企業に対して、障害者理解の促進や、障がい者の雇用促進や職場定着が図れるよう、各関係機関との連携に努め、次に掲げる障がい者施策の一層の促進を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 就労支援に関する施策 6 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止に関する施策 等</p> </div>	<div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>⑧成長・雇用 8 働きがいも経済成長も</p> </div>